

明治廿七年二月二十六日第三種郵便物認可

每月一回二十日發行

明治廿一年五月創刊

MAGAZINE
OF THE PRISON
SOCIETY OF JAPAN.
No. X. October, 1905.
VOL. XVIII.

十月二十日發行

明治三十八年

監獄協會雜誌

第 拾 八 卷

第 十 號

監獄協會發行

律中刑の執行猶豫に關する法律の實施に就ては我輩が今日現に従事する所の職務の上に最も密接の關係があるからして茲に此の法律に對する卑見を申述べやうと思ふのである。

抑々此の刑の執行猶豫に關する法律は我國に於て今回始めて實施せらるゝ制度であつて未だ曾て一ツも經驗を有せざる所の眞の試験的法律とても云ふべきであつて、歐米文明國に於ては段々此の法律實施に就ての歴史經驗があるが、其成績は至極良好であると云ふ事であつて、之れとても未だ確乎たる定論はないので今日も尙ほ試験時代に有るといふ事を承知して居るのである、元來此の刑の執行猶豫といふ事を通譯せば即ち或る犯罪行為に對し國家か生存上の必要條件である所の犯罪に相當する刑罰を宣告して後、或る期間を限り其の刑罰の執行を猶豫し以て犯人の改悛を促す所の制度であつて、言葉を換て之を云へば條件付刑の宣告であつて裁判所が宣告したる刑の執行を一定の時間停止し置くと同時に犯人に自省を促し將來再び犯罪せしめさらしめんか爲めの警戒的刑の宣告であると思ふのである、一體國家か獨り有する所の犯罪に對する刑罰權の純理より云へば或る犯罪行為に對し之れに適應する所の刑罰を宣告し置きながら自ら其の刑の執行を猶豫するといふ事は理論に合はぬ嫌がある様であるか、此刑の執行猶豫は今日文明國に行はるゝ所の刑罰主義即ち折衷主義の目的に能く適合したるものであつて、刑罰

は即ち惡因惡果、犯罪必罰たる純正主義と又一方に於ては國家か犯罪を必罰するは或る目的即ち犯人の改悛を促かし將來を警戒する所の威嚇の手段であるといふ、此の兩説を折衷したる主義を以て、果して刑罰權の基本としたならば、此の刑の執行猶豫に關する制度は能く此の折衷主義の本旨に適ふものといふてよろしからうと思ふ即ち此點であると思ふ、以上の如く果して我輩の解釋にして誤りなしとせば此の法律の發布は即ち取りも直さず我國に於ける法律制度上に非常なる發達進歩といはなくてはならぬと同時に、我輩の如く監獄に職を奉ずるものゝ立脚地よりいふも亦た非常に歓迎しなくてはならぬのである。

今日の監獄制度は犯人を懲苦せしむると云ふ事が主でなくて犯人を感化し改悛せしめ再び犯罪を繰返さしめさると云ふのが監獄の目的であつて裁判所が宣告したる刑を執行するため監獄に投じ感化改良せしむると、又た其の宣告したる刑の執行を或る時日間猶豫して監獄外に於て自ら改悛せしむるとの差別あるのみであつて果して此の刑の執行猶豫を以て犯人を改悛せしむる事が出來たならば寧ろ犯人を監獄に投じ自由を束縛し國費に衣食せしめ無用の經費を徒費せんよりは、より多大なる國家の利益たるは素より論を待たざる所である、又た犯人個人の側より見るも身體精神の苦痛を甚しく感せずして自覺改悛するの幸福なるに如かざるものがあることを信するのである、以上は此の刑の執行猶豫に關する法律を理論的

に解釋したるものであるか偕て實際が果して此の理論通りに効果を奏するや否やは素より豫言することか出來ぬのみならず、往々にして理論と實際とか齟齬することは多くある事實であつて我輩も亦た只た其の理論が正しいからして直に實際上に効驗が著しくあると云ふ事が出來ぬのである、之れか即ち最初に此の法律が我國に始めて行はるゝと共に試験的法律であると云つたのであつて、元來法は死物であり活物たる人を待つて始めて生きた働をなすと云ふのは即ち茲である、故に此の法律を運用し適用する裁判官に於て應用の宜しきを得たならば必ず其の成績の見るべきものあることは信じて疑はぬのであるのみならず殊に或る種類の犯罪人即ち幼年犯罪者若しくは疎虞過失に原因し又は甚しき惡意志に出でざる偶發的犯罪(例へば境遇に困り又は機會に原因したる犯罪者の如き類)初犯者に對しては其犯罪に適應したる比較的短期なる刑罰の爲め監獄に投し執行するものよりは、より優りたる効果を奏する事を得るは獨り理論に於て然るのみならず監獄に於ける行刑諸般の實驗に照らして充分證明する事か出來るであらうと思ふのである、近來監獄に於ける行刑理術の進歩したる今日に於てすら再犯以上の者の比較的數度犯罪を爲し屢々入監するもの、多數なるに伴ひ往々識者の間に監獄に於ける刑罰執行の効果を疑ひ或は甚しきは監獄を目して犯罪の傳習所なりとの批難をするもの、多くあるのは、我輩監獄に職を奉ずる者の立ち場として甚だ聽き苦しくも

あり又た甚だ慚愧の至りであるが能く之を詮議して見たならば、此の監獄に於て刑を執行したる總ての囚人を悉く改悛せしめ善良の民に感化改良すると云ふ事は到底人力の企て及ぶ所でないので、刑期の長短により無論効果の上に多大の關係があると同時に、凡ての犯人が社會上に於ける諸般の關係即ち教育の有無、生育の良否、其他職業、信用、家庭の良否、貧富の別生活の難易等、千狀萬態であるものに向つて僅々たる刑期間監獄に於て如何に全力を盡し感化誘導に努めたからとても、悉く之を改悛せしむると云ふことは結局我々の保證する限りでなく又た到底望むべからざる事柄であると思ふ、一體今日社會制度の状態は種々の原因からして犯罪者を作り置きながら、一度監獄に投せられたる者を疾視嫌忌することが甚だしく之を蛇蝎視するのみならず、社會は彼等刑餘者に向つて同情一滴の涙を注ぐ者なく、其極、彼等を駢つて社會外に放逐するが如き冷刻極まる待遇を爲すのである、夫れ故に彼等にして一朝過つて刑辟に觸れ監獄に投せられたる以上は如何に遷善悔悟し全く改悛して出獄しても、放免後彼等が社會に立つ所の立脚地がないからして惡事と知りながら再び犯罪を餘義なくするに至るのが再犯以上の者の内に甚だ多く見る事實なのである、又た我々監獄當局者の側より云へば元來犯人をして改悛せしむると云ふことは全く心性上のことであつて至難は至難に相違ないが總て人間は善を好み惡を疾むと

いふ天質か自然に供へて居るものであるからして、如何に無智の者といへ共白痴又は精神に異状なき者でない以上は改惡歸善の良心性を具備して居るものであるか、能く之を教訓したならば彼等をして改悛の實を擧しむる事は又決して至難なる事柄でないのである、現に我々が日常實際に見る所を云つたならば如何なる極悪者にして矯治しがたき習慣的犯人と雖も相當に長き刑を受け入監したる者に對して教誨教育紀律作業等の方法に依り各種の方面より注入的又は誘發的に感化改良に盡瘁したる結果は歴々として効果の著しきものある事を認めるのである(刑罰執行者の放免後に於ける狀況に就ては更らに統計を擧げて證明するの機會あるべきを信ず)刑餘者が社會に於ける状態は前段既に説明したるが如く、洵に可憐なる孤立頼る所なき身を以て然かも生存競争の劇甚なる社會に乗り出すものであるからして如何に正業に就かんとするも資本なく、雇傭の身とならんも信用なく、世人は之を唾棄して顧みない實況であるから、彼等が生命を續けんが爲め餘蘊なく再三再四犯罪するに至るのが常であるのである、若し此の説明に就て疑ひを抱かるゝ人士は試みに出獄人の二三に就て親しく調査を遂げられたらば蓋し想、共に過ぐるものがあるであらうと思ふ、故に我々は、職務の上より又た人類相愛の天職の上より此可憐なる孤獨の位置にある所の刑餘者に向つて滿腔の同情を濺ぐに躊躇しないものであるが、少くとも社會の多くの人士が此の一片同情の涙があ

つたならば彼等刑餘者を犯罪の深淵より救ひ出すと云ふことは決して難事でないと思ふと同時に、彼等は喜んで社會の良民となつて生業に出精するに至る事は素より疑のないことであつて、之が爲め社會の治安は保たれ吾々の財産も、身體も、安全に健全なる發達を全ふすることが出来るのであるから、苟も遠き慮りある人士は此際此刑餘者を救済し保護する事に一臂の力を添へられんことを望むのである

以上は少しく談話の跋路に走つた嫌があるけれども我輩が職務の關係より茲に立至りたのであるが、之より本題の刑の執行猶豫に關する問題に復して卑見を申述ふること、せん倍此刑の執行猶豫に關する制度は冒頭にも申述べた如く其發達歴史は未だ甚だ遠くないのであつて歐米各國に於ても今尙ほ此制度の試験時代であるが其効果は最も良好であるとの事は曾て聞く所であつたのである

刑の執行猶豫(條件付裁判とも云へば)の起源は今を距ること三十二年前即ち西曆千八百七十三年北米合衆國ポストン府の慈善家たるファアザー、クツク、なる人が、犯罪者中には無辜若くは境遇の悪しきより法網に觸れたる者を想ひ同情の念津々として胸裡に湧き毎朝ポストン法廷に出で、不運の犯罪少年及情狀を酌量すべき初犯者を引受け自宅に於て之を監督したのが此條件付裁判なるもの、嚆矢であつて爾來クツク氏の監督宜しきを得、其成績頗る良好であつたから遂に千八百七十八

年ポストン裁判所に於て此制度を採用するに至つたのであつて、其施行の方法は幾人かの試験官を裁判所に在勤せしめ犯人の罪狀を精密に調査し條件付裁判を宣告するに足るべき者は其の判決の材料を判事に與へ而して尙其犯人の居所に就き常に謹慎の狀況を視察し機宜に應じて訓戒又は忠告を加へ又職業なきものには職業を授けて之を正業に導く等、試験官に於て始終條件付裁判に付せられたる者の良友となり誘導啓發して以て犯人の改悛を促がすことに努むるのであつて其成績は實に犯人百人中八十人乃至八十五人は全く改悛の實効を奏しつゝありと云ふことである。

而して爾後歐羅巴に於ても此制度に倣ひ實施の結果餘程其成績が善ひとの事であつたのは前も申述べたる如く幼年犯罪者又は丁年犯罪者と雖も境遇の悪しきに依り犯罪するに至つた者の個人的關係若くは犯罪の情狀に依り一定の期限間裁判所が宣告したる所の刑の執行を猶豫し彼等を反省せしめ警戒を與へ改悛を促がすのであつて此法律の施行にして果して宜しきを得たならば必ず其効果の著しきものあるは素より論を待たぬ所であるが、若し又其適用及執行猶豫後の措置宜しきを得ざるものがあつたならば折角の此良法律をして死法徒文に終らしむるのみならず其弊害の百出することなきを保することが出来ぬことになるであらうと杞憂せらるゝのである、今日我國に於ては北米合衆國の如く試験官なるものゝ設置がな

いからして、此試験官たるの位置に立つものは如何しても警察官でなくてはならぬのであつて、今後の警察官たるものは即ち此試験官となつて裁判官に種々の材料を與へ又其刑の執行を猶豫せられたる犯人に向つては絶へず周密なる注意を以て訓戒誘導若くは助言を與ふる等善良なる視察監督を加ふる等の面倒を見なくてはならぬことであらうと思ふと同時に、又本人と御黨隣保にある所の有志慈善家は皆常に北米合衆國に於けるが如く試験官たるの覺悟を持つて貫ひたひことを切に希望するのである、然して又此法律適用の任に當る裁判官に於ても常に慎重の態度を取り綿密なる注意と調査を遂げ此法律をして必ず有効に良結果を奏する様御盡方を請ひたひのである、然り而して其如何なる犯人に對し又如何なる種類の犯罪に對し此法律を適用せらるゝかとの問題に就ては素より茲に確言することが出来ぬけれども我輩の意見に依れば先づ犯罪人其人と犯罪事實の輕重大小を斟酌を量し此法律の適否を定められんことを望むのであつて我輩が人に就ての希望は幼年者未丁年者又は丁年者の中に就き特種の事情ある者に向て適用を望むのであつて要するに其主眼とする所は常に監獄に對し畏懼の觀念を持続せしめんとするので此種類の者に向つては常に威嚇を以て刑罰の本義と爲さしめんと欲するのである、第二此法律を適用すべき犯罪の種類に就ては實に千種萬様であるから茲に列記することが出来ぬ事であるが普通多くある犯罪に就て云へば賭博、毆打創傷、

屋外窃盜、田野窃盜、森林窃盜、遺失物埋藏物に關する犯罪家宅侵入罪、水利妨害罪、家屋物品を毀壞し動植物を害する罪等に於て其犯情最も輕きもの又は憫諒すべき情狀あるもの等に適用せられんことを望むので而して其犯狀の斟酌適否に付ては素より裁判官の自由裁量であるが我輩の希望は此法律適用の範圍は當分成るたけ之を緊縮限定して以て其弊害を未萌に豫防せらるゝ様に致したいものである、談話が闢らす冗長に過ぎ清讀を汚すのは我輩の深く讀者に謝する所である(完)

○司獄官躬行論 (下)

弘光忠誠

第三段 禮讓

禮讓か禮讓は謙遜にして驕傲ならず萬事人を恭敬するの心を以て諸善を行ふを云ふ也吾人々類は洋の東西を問はず時の古今を論せず禮讓の心あり以て萬物に靈長たるの地位を保持し諸徳是に依りて行なはれ以て平和の鏈鎖となることを得る也之に反し人にして斯心なく期徳行なはれずんは禽獸と敢て異なることなきのみならず大は國交の和平を攘亂し小は吾人相互の和親を破り萬惡之に依りて迸出し紛々擾々教ふ可からざるに至る誠に恐るべきの極にあらずや典禮に曰く道徳仁義非

禮不成教訓正俗非禮不備分爭辨訟非禮不決君臣上下父子兄弟非禮不定官學事師非禮不親班朝治軍橫官行法非禮威嚴不行禱祠祭祀供給鬼神非禮不誠不莊是以て君子恭敬撝節退讓以明禮鸚鵡能言不離飛鳥猩々能言不離禽獸今人而無禮雖能言不亦禽獸之心乎と依是觀之禮は謙遜に生し謙遜は和敬を生し和敬は深愛に出つ故を以て謙遜は禮の母たる也吾人にして此母たる謙遜の徳なくんは人類社會は恰も餓たる獅子の呑噬して食を争ふと何の異なることか之あらん何を以て爾か云ふ曰く謙遜に反するもの之を驕傲と云ふ驕傲は萬惡の源泉たり故を以て邦國にして驕傲ならんか其國滅ぶ人にして驕傲ならんか其人死す曰く何を以て爾か云ふ曰く凡父母に事へて孝ならず君に事へて忠ならず師長に事へて禮ならず朋友に交りて信なく老者を見て之を敬せず幼者を見て之を愛せず或は妄りに是非を論じ或は已の長するを矜り或は賢を妬みて能を嫉み或は忿を逞しふして横逆を縱まゝにし或は人の短かきを談じ或は人を損して已れを利し或は攘奪、竊取、詐僞、詭騙、悖亂、酷虐、殘忍、苛剝、嫉妬、貪婪、淫行、醜事、以て萬種の罪惡を犯し以て、社會の安寧秩序を擾り人倫を破り内は以て道義の罪人となり外は以て律法の犯者となり大にしては邦國を覆し小にしては一家を滅し父母妻兒をして寒夜曼天に號泣せしめ終に以て身を殺すに至る如斯は皆是れ驕傲なる罪宗より湧出するの惡果なり憶起す應永の昔室町花の御所を造築し或は別莊を北山に構へ三層の樓閣を作り壁柱戸屬

には黄金を塗りて結構美麗を極め以て一世に驕り以て大に民力をして疲弊せしめし足利義満公を渠れ始皇の豪奢に満足するなく終に畏れ多くも萬乘の尊きを借奪し以て日本國王と稱するに至りては豈に恐るべきの害惡と謂はざるべからず何を以て爾か云ふ曰く我金甌無缺の國體を汚辱し以て國威を失墮せしに至る故に余云ふ驕傲は邦國を傾覆すと豈謹まざるべけんや世諺に曰はすや蟻穴以て万丈の堤塘を壞亂すと余謂ふ方今幾百數千條の法律規則に抵觸するの罪惡即ち重きは死罪より輕ろきは罰金科料の微罪に至る是等諸種の犯行も其種子たる罪宗は他なし世人か馬耳東風視する處のものにして吾人が意思中に包藏せる驕傲の心は即是也、故を以て吾人其罪宗たる驕傲の種子を消滅するの策を講せざるべからず曰く然らば何を以て之を消滅するか曰く謙遜の德是也嗚呼善ひ哉此德たる以て万種の罪過に克つを得る也人にして斯德の修養鍊達あり以て道義の民となる語に曰く謙遜は諸德の母と豈躬行せずして可ならんや特に司獄官吏に於てをや試に彼れ幾千百の罪囚中初犯者は借置き再犯以上の者を觀察し視れば彼等にして其精神の謙遜にして言語舉動の穩和なるもの果して幾人かある彼等獄房に在りて官吏の隙を窺ひ喃喃私語するを聞けば何ぞ知らん互に競ふて己が惡事の往事を誇りて其巧妙なるを喋々して得意とし毫も己が囹圄の人たるを恥とせざるもの、如し依是觀是も彼等の驕傲不遜にして改過遷善の心ろなき推知すべき也故に吾人は彼等をして眞實に改

過遷善の實を結ばしめんと欲せば須らく彼等の心ろの根底より謙遜のものと化せしめざる可らず而して又た彼等をして斯の德に化せしめんと欲せば之が任に當るの吾人は其一舉一動盡く彼等に模範を示さざるべからず然るを反て同僚常に輯睦相愛するの心ろなく徒らに豪氣人を呑み事あれば爭論を好んで自ら驕ぶり傲慢無禮以て一時の意を快くして我身の頑愚を自覺せず禍患の蕭牆の内に起るを想ふなく長上は部下課僚を遇する土芥の如く部下課僚は長上を忌憚すると虎病、赤痢、毛虫の如く以て恭敬退讓の德存するなくして彼等罪囚に對し遷善せよ改過せよと呼ぶも豈夫れ農圃の案山子彼等の一顧に價ひせざると知らずや洵に謹ますんばあるべからざる也

論者自ら評して曰く一時の豪傑を氣取りて徒らに豪氣人を呑むの輩是れ千里の外を慮るの知なきものにして禍患の蕭牆の間に起るを覺らず此の如きの人必ず事を爲すと周密ならず知を用ふるも疎略にして獨斷を好み以て人の謀を取るの局量なく遂に身の終を善くすると莫し今日の司獄官吏たるもの尤も此の點に注意を拂ふの必要なき乎

論者元模範にして短才愚にして且つ拙なり以て我身の非を見るとき能はず願くは鞭撻を加へられん

第四段 和敬深愛

吾人如何に謙遜の德ありと雖も和敬深愛の之に隨伴するに非ざれば奚ぞ此德の實行を遂ぐるを得んや不能の事たり之を花木に譬んか恰も瓶中の插花のみ時に開花

爛熳の馨香を發するあるも根なければ須臾にして凋落し以て實を結ぶ不能と同一なり故に余謂ふ謙遜の德華に果實を結ばしめんと欲せば須らく和敬深愛の根幹を養生成すべしと嗚呼和敬深愛を根幹としたる謙遜には萬德の名花爛熳として馨香を發し大は以て萬邦を維持する和平の果實を結び小は以て吾人相互の和親をして永く保持するの美果を結ぶを得る洵に至大の德と謂つべし禮記書して曰く孝子の深愛あるもの必ず愉色あり愉色あるもの必ず婉容ありと、張子曰く已を愛するの心ろを以て人を愛せば則ち仁を盡すと基督曰く和平を施す者は福なり其將に稱して神の子と爲らんとするを以てなりと、又曰く汝ち兄弟と隙あるを惟はは則汝の禮物を壇の前に留めて而して往き先づ兄弟と相和し然して後ち來りて汝の禮物を獻せよと」故を以て和敬は其起因する處深愛に出づ而して深愛は吾人々類の靈的精神の深き根底より其聲を發するものにして永遠無躬に同情を呼び平和を呼び退讓を呼ぶ洵に然り吾人々類の地球上に生存し社會を爲すもの其球を問へば兩半球其洲を問へば五大洲其民を問へば十五億此の國斯民野蠻あり半開あり文明あり「デングバリ」の赤裸人種より「アングロサクソニー」の白哲人種に至るの人類も各其の天命に安んじ内は以て生命の安心を樂み外は以て財物の安全を得以て擾亂なくして皆其の自得の境に逍遙するは何ぞや他なし之れ造化至愛の攝理照管と國家法律の保護に之れ依ると雖も亦以て樂天の所謂天にありては願くは此翼の鳥と作り地に在りては願くは連理の枝と爲り又淵明の所謂人生根帯無く飄ること陌上の塵の如く分散風を逐ふて轉す此常の身に非す地に落ちては兄弟と爲る何ぞ必ずしも骨肉の親のみならんや歡を得て樂を作すべし斗酒比鄰を聚む大抵の交遊皆兄弟又何ぞ必ずしも其至親のみを論せんとの四海同胞の純理をして實行に至らしむるの大德即ち和敬深愛あるに之れ依らん此の和敬深愛の德あり以て吾人々類社會は常に和風徐ろに吹き來りて悠悠天命を樂み毫も不自由、不便利、不調和を呼ばざる也彼の金光燦爛の美服を著し出るに肥馬輕裘の便あり居するに高閣豪隴の樂みありて日夜華美宴樂に耽るの富者も尙又日夜汗血努力するも襁褓の以て寒を防ぐに足らず麩麩の以て餓を凌ぐに足らず慈父母愛兒女は寒風破窓を打つの傾屋に饑て食飲を欲するの辛酸を忍び夫妻出で、巷陋に呻吟するの貧民も均しく造化照管の恩澤に沐浴し以て貴者は賤者を愛し富者は貧者を恤れむの和敬深愛の德あるにあらざれば人類社會は恰も獅子虎狼の群のみ故を以て坤輿球上の生民をして造化眞誠の恩澤を平等に沐浴せしめ以て大平を樂しむの大德は他なし之れ上來論述せし和敬深愛の德即是也吾人にして茲の德あり以て幾千百の罪囚をして改過遷善の境に到達せしむる様、同化し得るや疑を容れざる也歴史は繰返す唐の太宗の六年に親ら囚徒の死罪の者三百九十人を録し之を縱るし家に還らしむ期するに明年の秋刑に即ぐを以てす期に及んで囚皆朝堂に詣り後る、者なし太宗其誠信を喜んで悉

く之を救るす」と白樂天太宗の徳を歌ふて曰く死囚四百來歸獄と依是觀是は過囚の要は蓋し深愛を以て彼等を徳化するにある乎。

註して曰く謂ふ處の深愛は單に婦女子の其子を偏愛するが如きを云ふに非らず苟くも一善あれば事小なりと雖も擧げて之を賞し苟も惡あれば事小過なりと雖も斥けて之を責む要は只た公義に基き彼れを過するにあるのみ

第五段 質樸

質樸か質樸は天真にして虚飾なく且儉素にして驕奢贅澤ならざるを云也古詩あり曰く杉皮茸屋蒿羅纒、素樸從來家格傳、隔竹輕雷朝碾臼、滴松疏雨夕澆泉、不忻虚禮人間事、且結清言林下綠、而して質樸に二義あり一に曰く物的質樸二に曰く心的質樸是也、物的質樸とは何ぞや曰く人間万般の行事皆天真を表示して虚飾ならず贅澤ならず以て無益に財貨を散せざるを云ふ也而て之を無益に散せざるは以て家を治め身を守るの根本也、心的質樸とは何ぞや曰く放縱專横の心を慎み以て驕侈の舉動なきを云ふ也左傳に曰く儉は徳の恭也侈は惡の大也と故を以て吾人は力めて儉約し儉約して以て財を積み財を積んで以て之を散するの道を知り道を知りて以て亂れざるは是れ人間家を治むるの要道にして亦百行徳を建て名を顯す人道の大節也、然而して方今人心の傾向と其風俗の情態如何とを觀察せば洵に塞心に堪へざるものあり視よや上下一般驕奢淫風俗を爲し人心日に荒み正義公道是微に弱向強食以て得たるに至る彼の現代紳士と稱し夫子と呼ぶるハイカラ輩を見

ま高閣金殿にあらざれば住せず肥馬輕裘にあらざれば出ず黒漆人力車に乗らざれば入らず宴するに酒池肉林の供なければ座せず食するに山川の珍味なければ食はず胸間金時計指頭金環或は金剛石を挿まざれば止まざる也、又之れなければ以て現代の人間たらざるかの感あるに至りしなり洵に悲むべきの至りならずや而して如斯の贅澤驕侈都鄙共に盛にして滔々停止する處なし彼の農家の子弟を見ずや粒々辛苦して獲得したるの田産米粟は尙より多くの田産を増殖し尙より多くの米粟を積まんとにはあらずして驕奢贅澤の資となし以て高閣金殿と化し金時計と化し酒池肉林の豪燕と化し藝妓と化し遂に混沌流離貧亡赤體と化するに至る如斯は之れ滔々たる現時代俗間の大勢にして吾人の如何に天真を呼び素樸を唱ふるも恰も之れ蛙頭上の放尿何の感も之れあらざる也益軒先生謂へるあり曰く人の家の禍は多くは利を求むより起る利を求むとすれば却て財を失ひ禍ひ來ること多し利を求むむよりは只家業をおこたりなくつとめ、家財を妄りに費さずして分外の利をむさばらざれば禍ひなく財を失なはず凡そ利をむさばるは禍ひの本なりいましむべしと誠に然り、謂へらく世間漫りに生存の度を高ふし錦衣玉食贅澤驕奢を競ふに至りては凡ての力も凡ての目的も唯だ之か爲めに擲たざるを得ざるに至る也夫然り而して人間獨立の第一は衣食の獨立より先なるはなし管子曰く衣食足而後知禮節依是觀之衣食足らずして而て禮節を全ふするものは是れ眞の豪雄にあらざるよ

りは凡俗輩の夢想だも及はざる處也故を以て吾人にして漫りに其生活の程度を高くするに至らば勢ひ衣食の獨立を失なはざるを得ざる也、何となれば已が普通の收入より不平均なる生活を爲さんと欲せば亦勢ひ其不平均を埋め合さんが爲め他より收入を慮るの不得止に至るを以て也益軒先生の所謂利を求むるに至るなり之れ勢ひの然らしむる處也吾人は如斯して以て轉々利を求めて止まざらんか明光爛々たる吾人か良心は爲に其獨立を失ひ驕奢贅澤の妖雲暗霧に隠蔽せられ以て正邪得失の判斷を誤るに至る也彼の高閣金殿の爲め或は金時計の爲め或は錦衣玉食の爲め或は黒漆人力車の爲め或は細君の頭髮に珠玉を飾らんが爲め或は蓄妾に金剛石黄金の指環を挿まんが爲め或は意氣揚々自轉車に乗らんが爲め或は愛妓に羽二重襦袢を與へんが爲め或は食膳に山川の珍味を供へんが爲め其方向に迷ひ便僻利巧大主腦なく眞骨頭なき輕薄漢となり以て英靈不群万物に長たる人間の良心を驅りて恰も烏鳶の死屍を圍んで啄ばんが爲め相争ふと均しく利を貪はるに至りては洵に慨歎に堪ゆべけんや語に曰く本亂れて其末治まるものあらずと誠に然り良心は之れ吾人が人類として其人位人權を保全するに於て柱礎たり此柱礎にして動搖す如何傾覆せざらんと欲するも豈夫れ得べけんや於此乎吾人は彼の犯罪者となり刑の執行を受けつゝある罪囚に就て逐一其犯囚の如何を観察せば單に利欲と稱し習僻と唱ふるも畢竟せば彼等は其各人各個定まれる天與の職分に忠實勉勵するの

心なく漫に已が普通の生活より尙より多く驕奢贅澤の生活を爲さんと欲し又は之を爲せし爲め忽ち生活上に不平均を招き招きて以て間隙を生じ生じて以て之を埋めんが爲め苦慮慘憺の極心ろにもなき種々の惡策を講究し遂に軌道以外に逸して轉覆し法網に觸れて以て墮落の深淵に沈溺せしもの擧て數ふべからず般鑑遠からず往年教科書事件なるものを視よ身堂々たる國家牧民の要職に位し又は高等育英の重任を帯ぶる夫子にして僅に數千金の爲めに英靈不群の良心を切り賣りし以て刑餘の罪人と墮落せしは何ぞや他なし人間美德の第一義たる質樸天真を侮蔑し驕奢贅澤の餘其生活に不平均を招き爲に進退維に谷りたる結果にあらずや豈慎まざるべけんや

憶起す應仁の昔足利八代の大將軍義政公の驕奢贅澤を渠大に茅宅を營み金銀珠玉を用ひて結構美麗を極め其用途六十万緡を費し又世に傳ふ高倉御所の腰障子は一間の價二万錢なりと時に天下水旱なること連年四方餓に迫るもの多く民勞役に疲る義政之を意とせず日々酒宴淫樂に耽り以て驕蕩を張る時に官海賄賂公行し功なきに賞せられ罪なきに罰せらるゝもの多く百性怨望して一揆屢々起り盜賊又横行し天下紛々擾々亂れて麻の如し後花園天皇國用窮乏し課役頻りに加はり庶民塗炭に苦しむを思ひ賜ひ御製の詩を義政に賜ふて諷せらる曰く

殘民爭探首陽薇、處々閉爐鎖竹扉、詩與險酸春二月、滿城紅綠爲誰肥、

と如斯の驕費を極む如何そ有限の財力を以て彼が無限の豪奢淫樂の費に満すを得ん能はざるの事たり於此乎渠使を明國に遣して永樂錢を請ふ事三回就中文明十五年には十萬貫をだに給はらば我用途は足りなんと哀求するに至れりと故を以て余謂ふ驕奢は獨立を賣り良心を賣ると今義政公の驕奢贅澤は國財を糜亂し國權國威を汚漬し國の獨立を賣り渠が良心を賣り彼が官職を賣り而已みならず堂々たる皇國の大將軍にして十萬貫の爲めに他國王に哀求し以て丐乞の舉動を演ずるに至りては驕奢贅澤の惡果も亦此に至りて極れりと謂つべし洵に恐るべきの至りならずや故を以て吾人は勉めて其心ろの放縱專擅に走せんとするを慎み以て身に過禍の至らざるを期待し或は亦有限の財をして己が無限の物欲を抑制し以て家を治め徳を養ひ務めて不如意を忍ぶ善行の人となり以て幾多罪囚の儀表となるを期せずんばあるべからざる也朱子云えるあり曰く富貴にして淫せず貧賤にして樂む男子此に到りて是豪雄と家康公曰く心ろに望み起らば貧なる時を思ふべし洵に然り此心あり以て驕奢贅澤を防ぎ以て質樸儉素を保ち以て安心立命の根基を強ふするを得る也

結 論

上來論述せし處之を要するに清潔、以て心ろを養ひ、正直至誠、以て世に攝し、禮讓和敬深愛、以て人に交り、質樸儉素、以て家を富まし徳を建て以て幾多罪囚をして職を求め産を作り以て安心立命の基を開き近くは己が家庭の訓誡となし遠くは世人をして司獄官吏の品位性格を認識せしめんとするの微意に外ならざる也

寄 書

○研究 難

東京 田 中 一 雄

如何にせば犯罪者を救済し得べきや如何にせば犯罪を豫防し得べきやの直接間接の研究に關しては當局者は既に其實験を爲し今尙ほ日夜に孜々して怠らざる所なれ共此種の社會的實驗は其の價值ある決定を得る爲めには多くの時間を消費し且つ多くの實例を研究せざる可らず如此にして得たる結果と雖とも其性質は必然的斷定に非ずして尙ほ試験中のものと謂はざるを得ず、其れ如此至難の業にして特に犯罪の宗教的研究に於ける感化矯正及豫防保護に關する方法も亦た容易の業に非るべし然れとも犯人の宗教的研究方法は要言するに犯人自牖に就き心理上及び肉身上全部の觀察を遂げ其犯罪の必至的原因を發見し犯人相應なる指引誘導以て精神上に安心満足を與ふるより外に合理的

方法あらざるべし若し或は唯確信を以て向はし足れりと謂ふ人あらは愼て教を受くべし然りと雖とも岳洋先生の刑法改正案二眼目にも監獄行刑の主要は先づ在監囚人の個人的關係を詳悉看破するにあり而して彼れ囚人なる者は限られたる範圍内に於て日夕親しく相近接する所の者なるにも拘はらず能く其真相を看破するの至難なることと實に余輩行刑官吏の多年親しく經驗する所の事實なりとあり

苟も犯罪の矯正を論せんとならば先づ其原因を研究せざる可らず論理上感化矯正し難してふ消極的結果は矯正し得可べしてふ積極的結果と共に重要なり若し或犯罪の到底治癒す可らざるを視は其如何なる程度までは改良し得らるゝかをも觀ざる可らず是最も價値ある事項なりと信すればはなり

古人の斯道に刻苦盡瘁せし人を見るに

板倉重宗爲_二京尹_一每日必於_二廊下_一遙拜而後臨_二聽事_一座側_二置_二茶臼_一手自碾_二茶隔_二障聽_二訟人皆異_二焉

而畏敬不敢問_一也

後數年或問_二之對曰_一決獄重事也不_レ容有_二私意_一吾

聞愛宕神甚靈。因敬禱。若決獄有二毫私意。神明亟殛之。勿赦此子所。以致拜也。凡聽訟不明。由此心動。二千物。惟聖賢之心。自不致動。予何敢望之。但欲驗。吾心動靜。莫如碾茶。心靜則手與臼相和。臼之旋也。平茶之碎也。細。至是吾心虛靜。不動。然後聽訟。庶乎精明不惑矣。此予所以碾茶也。凡人面自有可憎。有可愛。可愛者之言。疑於誠。不可憎者之言。疑於偽。疑於誠者。以為冤枉。疑於偽者。以為姦邪。此心隨月而遷。未曾盡其言與情。而是非曲直之辨已生。於心。決獄安得無私乎。夫人有可憎。憎而實可愛。可愛而可憎者。人心不測。其邪正不可定。以三角面目。古人有色聽之法。惟其不蔽。于物者能辨之。若予固有所蔽。況坐堂上。持生殺與奪之權。訟者仰見吾顏。即逡巡縮慄。不得輸寫。其情終懼冤枉者。以此思之。之不。如不相見之愈。此又所以隔障聽訟也。

今に於て之れを観るときは一部の批評を免れざる
ことあるべしと雖も其の犯罪者の真相を究尋する

の觀察法なるか如し
之により余は左の三項を標準として各個人に付觀

察せんと思ふものなり
(一)蓋然的

十中八九は如此あらんと云ふ如き
一般普通の標準により或る部分は知り得るも或

る部分は知れ得ざると云ふ
例 十中八九は明らかなれ共二三は判明せず

(二)必然的
必ず如斯なりと云ふもの

一般普通の標準に基き正に其標準に外れざるを
云ふ

例 十は十なから誤りなき〇凡て人は死すへ
きもの也の類

(三)中間的
或は如此ある可く斷するも確と斷し易からざる

ものを云ふ
一般普通の標準により半は推測し半は推測し得

へからざるもの
例 明日は雨ならんか或は晴天ならんか

用意の周到なる感佩の外なしとす
又た孔子は視其所。以觀其所。由察其所。安人焉

度哉人焉度哉と云ふ
視は見んと思ふて見ることなり。以は行爲なり

觀は物の始終をつくんと見るにて視るより一層
深し又由は徑從するなり朱子曰由從なり。察は氣

を留めて見るなり觀より尙ほ一層深し安は心の安
定する所なりと蓋し孔子の意は其人の正邪善惡を

知らんとせば
第一其の人の行爲の善なるか惡なるかを心を注て

見るへし如此せば正善を行ふものは善人にして邪
惡を爲すものは小人たる事知るへし

第二其人正善を爲すと雖とも其心の従り來る所の
如何を能く見るべし若し從來する所善ならされば

善人たることを得ざるべし
第三其由來する所善なりと雖とも心の安し定まる

所如何あらんと殊に氣を留めて觀るか肝要なり若
し心の安し定まる所善ならされば虚偽たるを免れ

難し如斯觀察法を用て人の心中を洞見せば如何に
思慮深き人も如何に匿し蔽ふ事を得べきとは孔子

更に予か直接觀察上注意すべき重要事項なりとす
るものを列舉せば

(一)觀察者は四人被告人に付て聞知せる事項を秘
密にし其事項に關し彼等か虚言を吐くも容易に

之を看破することを要す
(二)觀察者は彼等の吐露せる言語の眞偽を判別す

るの能力を要す
(三)彼等の供述前後矛盾する事あるも之を詰問せ

ず寛和するの度量を要す
(四)彼等の言ふ所不識不知自白に陥るまで繼續し

て言はしむることに勉むへし
(五)彼等にして許し難き要求を爲すも直に之を呵

責し又は拒絶す可らず
(六)彼等の偽と惡とを信して彼等を厚遇愛撫し彼

等の心中を洞破する事は勉むへし
(七)彼等をして已を信せしむる様に爲すへきこと

なりとす然れとも日夕近接して其言ふ所其行ふ
所を目睹するものなれば觀察の材料に乏しから

ず善惡美醜悉く映して以て反射鏡裡に藏むるを
得へし何ぞ必ずしも以上の數項に止まらん唯夫

得へし何ぞ必ずしも以上の數項に止まらん唯夫

得へし何ぞ必ずしも以上の數項に止まらん唯夫

れ假りに概括して予の試験中に屬するもの以外ならざるなり

○看守長は説諭訓戒を爲すを得ざるか

東京 東 鳳 生

夫行刑の目的は琴瑟感化に在り破法者をして國家刑罰權の行使か如何に峻嚴にして犯罪なる行爲か其麼に懼れべく悲むへき害惡的反響を惹起するかを悟らせしめ由て以て良民的生活を遂げしむるに在り否らすんは以て刑罰と謂ふ可からず今夫輪奐たる牢獄之を繞すに峩々たる障壁を以てし詳密なる法規と賢良なる吏員とは相須て行用任使せられ苟も耳目の達する所心力の迨ぶ限。之か改善の圖謀に汲々たる今日未だ以て吾人の一大理想たる再犯防遏の實蹟は事實上之を表現するに由なく徒に監獄改良の呼聲にのみ狂奔呼號しつゝあるに過す其何れの日にか奏効を收むべき乎の問題に至ては遑爾として望洋の歎あらしむ是恐くは獨吾人の憂懼のみに止まらざる可し

ち教務所の編張範圍に侵入し教誨師の有難味を没却し分課規定の本旨に背戻するものなり」と其説を固持し附會萬端、牢として復動かすべからざるものあり何ぞ其説の怪にして且褊なるや吁是果して至當なる見解として首肯せらるべきか吾人不肖輒く帖服すること能はず請ふ少く之を辯せむ
論者は事務分課規定上教務所の主管事務か教誨及教育に關することあるに根據し他課員即ち教誨師は四人に對し教義講道に涉るの言辭を發すべからずと謂ひ隨て説諭訓戒の中不知不識教誨的口調に陥るの實あるを以て遂に之を禁斷せん」と試めるものゝ如し果して然らば是極めて窮屈正直なる解釋にして其愚や寧憫笑に任へざるも又一方より論者の眞意を忖度するに少く嫉妬的情思を挾むに非るなき乎其何れにあるを問はず論者の所説は到底誤謬たるを免れず何となれば如上の規定は爾く窮屈なる者にあらざるなり唯罪囚教化の必要上、教誨師を以て之が任に當らしむる以上、教務所を置き以て其事務を管掌せしむるの便宜に、是依れるに外ならずして所謂感化夫自體は依然として毎

吾人嘗て之を斯道の先輩に聞かば凡そ治獄の要は躬行實踐に在りて空論徒踐に存せず彼表面的規律や形式的教誨の以て囚人の心情を鑄陶し犯罪的病根を爰除するに足らず之れか有司たる者は躬ら其人格を高め其操行を守り謹厚にして方正而も道義的熱誠に出て克く自ら軌範を垂るゝこと猶家庭に於ける父兄、學校に於ける教師のその如く、徐に彼等を光明の地點に誘致せざるべからず」と吾人大に以て然りとなし謹みて紳に書し服膺自ら規し夙夜顧念尙且及ばざらんことを恐れり
頃者人あり説を爲して曰く凡そ社會の事其何の事業たるを問はず分業法に依らざるはなし監獄の事亦自ら然らざるを得ず監獄事務分課及處務規定は明々に分業の畛域を指示せるものにして固より各課所の分擔事務は互に相代位し相關涉するを許さず此理法の當然の結果として囚人教誨師正の宏業は一に教誨師其人の獨擅掌握せる職分にして典獄を除くの外は直接遇囚機關たる第二課員と雖も囚人に對し猥に教誨的口吻を弄し教誨指導の意味に於ける説諭訓戒を加ふることを得ず如斯は則

に司獄官總員の頭上に懸垂せる積極的必要にして決して教誨師其人の褻斷に委付せらるべき性質の者にあらず唯此他員は固有の職權としては一定の教堂に立ち祝詞し讀經し、儀式的教誨を施すを得ざるの徑延あるのみ若夫論者の説を擴充し各課所の事務は絶體に相干渉するを得ざること猶國法上立法司法行政の機關か各迭ひに相侵凌するを許さざるが如き者なりせば彼衛生作業の如き監獄の寸時も缺く可からざる事項すらも自己專屬の事務にあらざるの故を以て利害相關せざること越人か秦人の肥脊を見ると一般ならしめは則ち第二課の職分としては單に逃走を防止し犯則を檢舉するの外亦何等の能事もなき恰も昔時の牢番獄卒と擇ふなき地位に甘んせざるべからず豈斯の如きの理あらんや、且夫教誨歸善の大綱たる、前述の如く司獄官全體に亘れる重大の事項に屬し隨て當該官吏其人の品藻に影響し活ける模範として、善良なる指導者として、自ら任せざるべからざるに至れる者にして、苟も指を斯道に染むる者異口同音之を稱道鼓吹せざるは莫し岳洋小河先生曰く「罪囚墮落の

主因は何くにある、曰く彼を善導誘掖する者ありさりしこと即ち是なり之を善導するは則監獄の目的にして之か先鋒の任に當る者之を看守と云ふ」と看守すら先鋒の印綬を忝ふするに足る、況や之か上官として地位あり學殖ある看守長に於ておや既に善導誘掖すべき責任あり頑迷無智の徒に對し説諭し訓戒し、以て憤懣啓發する所あらしむ、何の不可か之れ有ん哉且夫現時の刑制は自由刑の範圍を出てす、錯髡黥馘は昔時刑獄の歴史として纒に吾人の記憶に残留するに過ぎず彼肉體的苦痛を目的とするの制度は斷して今日に採用せらるべきに非らず左れば今後監獄改善の目標は一に精神的改造に傾注し、主として心田開關に努力せざるべからず若し能ふべくんは看守押丁の末に至るまで悉く教誨師たるも耻しからず人格を具備するに至らんこと寧吾人の冀幸する所なり豈思はんや恠くの謬説を耳聞せんとは斯道の爲め一歎せざるを得ず是余の謫劣を顧みず敢て腹心を布く所以なり妄言多罪

○假出獄中罪を犯し特別監視期間經過後刑の言渡を
受けたるものは假出獄を
停止し其殘刑を執行し得
ざるか 伊藤忠次郎

標題の問題に就き見解を異にし議論二三に駁る敢て茲に掲げ自ら信する所を述べ諸賢の高教を仰かんとす
甲説 刑五六條假出獄中更に重罪輕罪を犯したる者は直ちに出獄を停止し出獄中の日數は刑期に算入せずと規定するか故に特別監視期間前即在外日數中罪を犯したるものにして其期間内判決言渡ありたるものに對しては出獄を停止し在外日數即ち殘刑を執行し得るも既に特別監視期間の經過せる曉は出獄を停止するを得す何となれば停止なるものは現に進行しつゝあるものを將來其進行を止むるを得へきも既に其期間經過し現に進行しつゝあるものなきに至らば停止するを得す刑五六條……停止し出獄中の日數……と

規定す故に停止なるものなければ執行力を生ずへき理なし換言せば執行するには停止ありて始めて發生すればなりと

此説は停止の言渡を條件とし特別監視期間經過せば停止するを得す故に執行するを得すとするにあり一應尤もなる觀あるも誤れり成る程停止なるものは論者の説の如しと雖も刑五六條……停止……なるものは將來假出獄中として經過すへき日數のみならず在外日數の全部刑期に算入するを得ざる法意たるや明なり例へは十月一日に假出獄を許され十二月を以て特別監視期間終了すへきものか十月十日に罪を犯し十月十五日に判決あり處刑せられたりと假定せんか此の場合には言渡日十月十五日以後の日數のみならずして最初假出獄となりたる十月一日に遡り在外日數の全部算入せざる事は論者も認むべければ刑法五六條……停止……なる語は所謂假出獄を取消すてう意と同一意義なること判明すへし然らば特別監視満了後の刑の言渡あるにせよ苟も其在外日數中の犯罪たりとし處刑せらるれば在外日數全部の執行を爲すを以て適法解釋

なりと云ふを得へし
乙説 假出獄中罪を犯し其の事件審問の爲め拘禁に就きし日(拘留監入監日)を以て區別の標準とし特別監視期間内に審問の爲め入監し而して後ち處刑せられたれば停止し殘刑を執行し其期間經過満了後入監せば執行せず

此の説は犯罪事件審問の爲め拘禁に就きし日を以て執行不執行の區別の限界とせり之は如何なる理由法條に基きしか發見せず刑五六條假出獄中罪を犯したるとき……と規定し假出獄中罪を犯し處刑せられたるとき……と規定なき以上は在外日數中に罪を犯したるものなりとの一點を以てし充分とす何を苦しんて事件審問の爲め入監したる日を以て區別標準としたるか特に審問入監と云ふか故に事件審問の爲め入監すべかりしものか不拘東判決を受くるときは執行を要せずとの論鋒を生ず尙且假出獄中に犯罪ありとし裁判所に於て處刑言渡あるに拘らず殘刑の執行を爲さずと謂ふに至ては法律を無視したる解釋にして誤りも亦甚しきものとす故に余輩は左の評斷をなすに躊躇せず

假出獄中即ち在外日數中に罪を犯し而して處刑せられたるとき即ち入獄若くは處刑判決日か假出獄中たると否とに論なく假出獄を取消し在外日數全部刑期に算入するを得ず

其理由は前駁論せし如く假出獄停止の効果は停止の日以後の日數のみならず假出獄となりし初日まで遡り即ち在外日數全部に及ぶべきものたるを裁判官に於て假出獄中に係る犯罪なりとし判決し確定したる以上は動すべからざるものなるを元來假出獄に犯人の刑執行限内に獄外の生活を營ましむる行政處分たる恩典にして一は一般犯人に改悛を獎勵し一は當該犯人に一層謹慎を表すべき義務を負擔すべきに之れに違反し罪を犯したるものなるを刑法は嚴格に解釋すべきものなるに依り特別監視期間満了後幾日經るも殘刑の執行を爲すべきものと信す

○北遊雜記を讀む

在網走 安 田 半 農

協會雜誌第八號第九號雜錄欄に進藤正直君の北遊

如斯ことを云爲するは非禮の極まりなりと信するも忌憚なく云へは石狩國境以東以北に於ては夏時の來道者を目して避暑的來訪者なる名稱を以てすること久しき以前よりの慣例なり此故に君も亦た氣の毒ながら避暑的旅行者たることを失はざるを如何せん此避暑的旅行者のためには暑中休暇若しくは半日引の公暇は殆んど零に歸し土地柄丈けに夏の短かき期間は益々短を訴へ既書事務の進捗を妨ぐる等同人間公私に就ての迷惑すること決して鮮少にはあらざるなり避暑的來訪者の名稱に如何なる意味を寓するか將た衷心より歓迎するや否やは余は茲に明言せず只た君の推察に一任せんのみ(但君の出張せしは七月十一日以前なりしやも知らず)然らば孰れの時季に於ける來道者を歓迎するか海面は流水若くは結氷に滿たざる航海杜絶し朔風皮膚を裂き寒冷骨に徹し室内探暖の設けなきにあらざるも筆端尙凝結する嚴冬の期間即ち十二月中旬より翌年三月下旬迄の來道者是なり蓋し此期間に於ける囚人外役の疾苦は如何之を戒護する多數僚友の艱苦や如何ん物價の暴騰と諸給與率と

雜記なるものありて君か今夏根室分監監視の歸途に於ける航海難即ち濃霧の大強敵に降參せる事實より同分監作業の一斑を叙し尋て又該監は其規模某々監獄と等しき特種の一大分監なるを以て本監監視の場合には是非其之を見舞の必要ありと爲し其他樺戸監獄所在地の概況を記述せられたるは取りも直さず北陸の状況を同人間に紹介せるものにして余輩は之を一種の閑文字同視することを爲さず否寧ろ深く之を多とし且感謝措く能はざる所とす然れども余は君かために惜むものなきにあらざる形の如きは舉げて云ふを要せざるも根室の地は北海道本島の絶東にして夏時は暑氣酷烈ならず隨て君か所謂艱苦の後には慰樂もありぬへしと雖も艱苦の後には慰樂あるの時期に訪問せられたる根室分監は果して君か北遊に満足を表せしや否や疑なき能はず根室は外國も同様なりとは君の如き都人士の間にありては爾かく思はるゝは固より無理からざる所なるも根室の外國と同様なりとは夏時の謂にあらすして冬季の根室を指したるものなり體能く御免を蒙る位の根室へ出張せられたる君に對し

の關係職員生活の窮乏状態及休養方法の内地監獄同様に行ひ得らるゝや否や定員配置の適否等數ひ來たらは都門人士の夢寐にだも想像すること能はざるものあるべく從て夏時の來道に比しより多くの實驗的智識を獲得するものあるべきにも不拘過去の歴史を調査せば二十四年舊網走分監開廳以來十有餘年の久しき冬季間中央より監視として出張し這個の状況を査察せられたる事實なきは吾人の深く遺憾とする所なると同時に往年岳洋先生の出張せられたる以降一人の監視者なかりしとする根室分監に於ても亦た吾人と感を同ふするにはあらざる乎然りと雖も余輩は之を以て直ちに一進藤君に望むにあらす請ふ君幸に之を諒せよ然れども君記憶せよ冬季の根室は外國も同様なりとするも尙根室半島の南岸たる花咲港(根室を距る約三里)までは函館より定期郵船の航海あり百貨は之に據つて輪致せられ旅客は之に便して來往するに妨げなきに反し我か網走は根室よりは北に偏し海面に全く凍結し年に依りては十一月末より翌年四月まで航海杜絶し陸上は積雪數尺山川河海

沼澤池湖滿目白皚々たる銀世界となり他郷よりは鳥一羽も訪ふものなく郵便線路墜塞して數日を沿道に淹留すること敢て珍とするに足らず東京各新聞新年の初刷は一月十五日乃至二十一日に到達するを例とせり此故に冬季の網走は更に根室以上の外國となることを

由來網走には「フリツプ」なし茲を以て來訪者に慰樂を供すること能はず（冬季は根室にも之なるべきも）故に余輩は冬季の來導者を待には白皚々たる山海河嶽の自然美と衷心の微を以てせんとす知らず此歡待を受け而して君の如く麗妙の筆を以て同人間に北陸嚴冬の狀況を紹介するの勇氣あるもの果して有り得るや否や

○特典放免

冷骨

くちはてし樹にも若芽のいつるかな

よかきめくみの露をうけつゝ

○肥後貧兒寮の記事を讀みて

冷骨

八千巷にまよへる兒らもはくゝめは
をなし皇國の寶なりけり

海外通信

○西航雜記（第一信）

（香港監獄事情）

船中四十餘日、喰ふて寐るより外に所在なき身の定めて無事に苦むの餘り、信書通信、いくらでも思ひの儘に出來をよなものととの御想像も之れあるべく小生自らも亦た多少之を豫期し縦合ひ四角張つたる眞面目のことは出來ぬまでも萬里遠征の長途觸目所感の事共、何呉れとヤタラ書きに書き集め候は、少くも二回や三回の責塞ぎはなんでも無きこと、思ふ事兎角向ふから外づれ易すき浮世の習ひが何とて獨り我れのみをば見遁がすべき風あれば波高く、船の動搖の甚しきに筆採ることは

愚か、喰ふことも飲むことも出來ぬ鹽に青菜の憐れの姿風なければ油汗の絞ばらるゝ苦熱の甚しきに五尺の軀の置き所に苦む無殘の始末、一二等を通じて乗組の船客、約二百人餘、簡單の家信を認むる位の者あるが關の山にて今日に至るまで未だ一人として物の十五分間と筆を採て紙に對する者あるを見出だし不申様の實況に有之昨日と過ぎ今日と暮らして局員諸兄より船中の慰みにもとて惠贈せられし數々の小説雜誌の類すらも未だ其全部を通讀するに及ばずして四十餘日の海程剩ます所僅かに五七日に足らざる今日と相成申候要するに今次の航海は季節柄、豫て覺悟は致し居候もの、香港以西蘇西に到る二十餘日の長程、風波に非ざれば則ち苦熱、一日として爽快を覺へ候こと無之餘義なき短信を認むるにすら多くは鉛筆を用ひ候様の次第、雜誌に對する通信を始めとして何れへも總へて御無沙汰の事情、依て如件く但し怠慢のお蔭に爾來益々頑健罷在候間乍憚御安意可被下候

香港寄港の際、野間領事の紹介を得て同地監獄巡

らざる悪感を起さしめ申候服役の囚人は年齒三十前後、揮一ツの赤裸々の醜體を極め（實際また被服を纏ふて此強役に從事し得んこと思ひも寄らず）さしもの壯丁もへつ／＼となつて怨めしく一行を迎へ候姿憐れにも亦た氣の毒に感じ申候、これでも文明的一種の自由刑と稱し得べく候は、蠻刑ながらも擧る笞刑の方が遙かに人道的又正理的に相適し可申歟と存じ申候、鐵丸及び石塊（何れも大小輕重の差別あり）の運搬の方は同じ空役ながらも監房内に於ける空車の回轉に比すれば體操場の如くに設けられたる廣濶の空地に於て而かも多囚一時に混同就役することに候へば就役者の身に取ては苦るしきが中にも多少滑稽の趣味を備へ精神上、幾分か慰むる所あるのみならず健康上に於ても亦た狭ま苦るしき監房、さては惡臭紛々たる亂雜不潔の工場内にあつて一定の作業に従事するものに比すれば遙かに恩惠の大なるを感じ可申と想像せられ申候作業としては靴工、木工、蓆工、鍛冶工、裁縫工、製本工等、數多きが中にも最も多數の囚人を使役して盛んに營み居り候もの

は印刷工と見受け申候香港は勿論、東洋英領地方の諸官廳に於て需用致し候印刷物の大部分は多く當監獄の一手請負に屬し居る程の盛況の由に御座候乍去勞働規律の一般に甚だ不完全なるを免かれざるの證據には一人で濟むことにも三人四人を使ひ二人で間に合ふ仕事も六七人の多數を役せしむると云ふやふな實況にて反て仕事の排取りの惡しかるべく思はれ候のみならず中には随分、手を拱てアンケラカンと空しく欠伸、無事に苦む者も少からざる様見受け申候兎に角、適當の作業なきが爲めに六百有餘の多數の囚徒を生産的に利用するには當局者も餘程苦心致し居候ものと想像せられ此點より見れば空役存置も蓋し止むを得ざる事情に餘義なくせられあるものとも可申歟斯道に精通せざる當監獄の當局者としては或は本心より空役を是認致し居り候かは知れず候へども地位を代へて試みに吾々が此に當局せりと假定せんに果して急に空役を全廢して六百餘囚をば盡く個人的適當の生産業に賦課利用し得べきや否やは一寸考へるのに可有之些こしは實際の事情をも斟酌して大目

に見てやらねばならぬかとも存候トハ申すもの、若し吾々をして二三年間も此外形設備の比較的完全せる監獄を管理せしめ候は、紀律清潔は勿論作業の上にも總べての教養感化の上にも最ふ少こしは監獄らしき監獄に改良して見せ可申此に請合ひ申候先年當監獄視察の當時も既に余の所感を述べ候通り當監獄々制上の根本的誤謬は此に拘禁行刑すべき者の幾んど全部、少くも其大部分は母國白人種と全く其人情風俗を異にせる支那人土人であると云ふの事實を忘却せること是れなり、支那人土人に對して果して適當に且つ有効に文明的自由刑の目的を全ふせんとの覺悟ならんには官吏の配置は勿論、遇囚諸般の組織、總べて盡く支那人土人を本位として之れに適當せしむるやう計畫する所なかるべからず、單に身體を拘束するは自由刑の本旨に非ず、漫に其役を課して其心身を疲憊せしむること亦た自由刑の意義に適せず、支那人に對する本監獄の施設は今日に於ても尙ほ唯だ一に無意味に其身體を拘束し且つ一定の期間、徒らに其勞力を酷使せしむる所あるに過ぎず、上下の官吏を適

じて白人に非されば則ち黑人（看守長以上は英人にして看守以下は英人若くは黑人なり）言語通せず意思、固とより相融解するに由なし斯くの如くにして如何ぞ能く教養感化の目的を達し得べけんや教養は固とより自由刑唯一の要素に非ざるも始めより全く教養の設備を缺くの自由刑は自由刑の名あつて其實は即ち全く無きに同じ、自由刑なれば監獄なし此意義に於て余は香港監獄を指して近世に所謂監獄の實體を具備せざる幽靈監獄と命名するの適當なるを信す幽靈監獄——然し地獄の沙汰も金次第と申すが如く流石に富強英國の金の光は限なく幽靈監獄の隅々までも輝やき渡り金一升、土一升の繁昌を極むる當港樞要の位置に屹立せる當監獄（警察本署の構内にあり警察署長の管理に屬す）は縦合ひ輪奐の美は之れなきも規模の宏壯なる、優に市内屈指の建物に冠たるべく監獄建築法の要求する所のもの亦た略ぼ之を具備して遺憾なしと謂ふも可なり、十年會遊の當時に比すれば當だに規模の著るしく擴大せられたるのみならず増築の方法亦た概して式に適して間然する

所少なし、之れに要せし費額のまた莫大なりしを想像するに難からず、當局者の最も誇り顔に説明する所にして説明せられたる余のまた最も健康に堪へざりし所のものは拘禁現員六百餘人に對して少くも夜間、盡く之を獨居せしむるに足るの分房（數年間を通じて晝夜分房に拘禁しある者の人員また少からず）設備を有すると云ふこと即ち是れなり、一植民地方の監獄に對してすら改良の上に母國の注意を拂ふことの厚き尙ほ此くの如し、何ぞ其の金力の盛んなるや、我國大小百十數以上の監獄を通し外形設備の上に於て果して能く一の此幽靈監獄と相匹敵するに足るものありや否や、余は此點に於て確かに光輝ある文明大帝國の面目に對して又帝國監獄官吏の一員たる職責に對して慚愧自ら禁する能はざるものありしことを自白せざるを得ず、が、慚愧は慚愧として男らしく此に告白致し候以上は負け惜みでもなんでも無く些こしはまた余の言ひ分も申し立てざるべからざるものありと云ふは他に非ず、一言以て之を掩へば惜むらく堅子、兵法を知らずと申すこと即ち是れな

り、分房設備の完全、誠に盛んなりと云ふの外なしと雖も然かも分房其れ自身が何の生命もなければまた何の活動あるべきものにも非ず、旅順の要塞（バルチック）の艦隊、要塞又は艦隊其れ自身として働けることの出来るものなればなんぞ斯る無慘な憐れの最後を見るに至るものぞ、人あればこそ器械は動く、器械は精巧なるにせよ人に適材を得ざれば、適當の人の使ふ極めて粗惡の器械程の役にも立たず香港監獄の分房の設備は器械としては誠に精巧此上なしで人をして欽羨垂涎の情に堪へざらしむるには相異なきも惜らくは此器械を使ふ人が善いにも惡いにも殆んど全く皆無片無しと云ふ始末に候、賢明なる英國政府の當局者は金にアカして精巧の器械さへ拵へ充てがへばそれで監獄改良、自由刑執行の目的は完全に達し得らるゝものと考へしものなるへきか、それにしては餘り智慧のなき過ぎる嘶に候、分房監獄の建築費の半分にて三分の一にて寧ろ之を監獄官吏の支那語研究の費途に充つるか若くは經常年額其儘の條件の下に五七七年間監獄一切の整理を

吾々にでも委托致候方遙かに監獄改良の實効を奏し得られたることならんと信じ候、堅子兵法を知らずとは即ちこれに外ならず候、然かし今日、既に斯くの如き精巧の器械を有するは誠に結構此上も無きことにて流石に英國なればこそこれ程の完域に進ましむることを得たるなれ、若し幸に英國政府の當局者にして少しく余の苦言に顧みる所あらば所謂鬼に金棒、吾人をして獄制改良の模範を近く一輩對岸の香港地方に仰ぐの惠に浴せしむること亦難きにあらず、同盟國と言へば兄弟の間柄、兄弟の光榮は一家の光榮香港監獄前途の發展を祈るに切なるの餘り他人事と思はずして此くの如き苦言酷評を試みたる次第に御座候

香港駐在伊國總領事某氏は多年東洋地方に滯留、別して支那の國情に精通致し兼て刑事制度に對して多大の「インテレスト」を有し研究亦た淺からざる由にて既に此頃も酷刑廢止論と題しベツカリヤの論旨を漢譯したる一書を公刊して（本書一本印南兄に送付致し置き候）支那當路者の警省を促かす所ありたる程の熱心家に有之目下頻りに日本語

研究中にて不日我國へも來遊の希望を有し我が野間領事とは殊に別懇の間柄にもあれば一度、往訪然るべしとの勸告に従ひ幸に同氏の紹介を得てゆる／＼會見の機を得申候其當時の談によれば八月十日頃我國來遊の途に上るべしとのことに候間此節は多分來朝中にて印南兄の指導を煩はし我が監獄、警察、裁判所、監獄協會等の實際に就て何角、研究を凝らし居られ候義と想像仕候、外國人の監獄參觀多くは素見三分、物數寄七分、殘る研究の正味は幾んど零なるが中に斯る特志家の研究的參觀は最も吾人の歡迎せざるべからざる所と被存候

神戸より實業家兼政治家の獨乙人一人、一等船客として乗合ひと相成り申候此人、名をクルチースと稱し獨乙人としては珍らしき上品且つ快調の好紳士に有之日本觀光の爲め特に來朝したる由にて東京滞在の期間、僅かに三五日に過ぎざる短日數を割愛して裁判所及び監獄（東京監獄）を參觀したる程の特志家に有之其參觀の理由として語る所に依ればどうせ十日や十五日の觀光にて新進文明國

の真相の分かるものでないことは當然である、然し同じ皮想の觀察に止まる中に就ても一國人權の消長に最も多大の關係を有する裁判制度、さては社會の深き底の下に隠れて容易に文明の曙光に照され能はざるべき監獄制度等の實況に就て其一斑を視察することを得ば比較的幾分かまた一國固有の人情風俗の真相に近き斷定を下すの好材料となすに足るを得べし、是れ余が特に監獄及び裁判所の二つを撰んで之れが參觀を求めたる所以にして余は之れに依て一層日本の文明を仰げば益々高く臨めば愈々深く前途發展の素養の想像の及ぶ能はざるまでに悠久無量なるの確信を起すに至れり云々固とより幾分かお世辭の加減も相交はり居り可申候へども兎に角、法律家にもまた社會學者にもあらざるツヒ一と通ふりの觀光客として而かも滯京三五日間に過ぎざる短時日を割愛して我が刑事制度の實況を視察して以て國情の一斑を看破するの資料たらしめんと欲するの識見は多とすべく我れに同情するの念の厚きも亦た之を察するに難からず、船客の最多數は獨乙人にてどれもこれ

も氣に喰はぬ我利々々亡者ばかりの間に於て此人のみは氣品才識、共に凡を抜き交遊日の重なるに従て益々其親むべく愛すべき人なるを感じ申候此人、政治家としては自由主義派に屬し居候由にて獨乙の政治界には一と廉の勢力を有し居る者の様に察せられ申候

船中曆日なし四十餘日の間、全く時事と隔つ、僅かに知り得たる所のもの、ウキツテの簡派、獨露兩帝の會合、土帝の遭難、ブクアンの特赦等の數事に過ぎず、尙ほ這般余の赴任する所の匈牙利にあつて近時、政界の動搖ありとのことは余が新橋出發の際余の見送りの爲めに來り合はせられたる埃國公使の物語られし所なるか其後形勢益々危殆に越き獨立的革命の機運の漸く成熟して何時之れが破裂を見るやらんも計り難きまでに切迫致し居るやに新聞紙の警報する所に御座候

印度洋は「モンズーン」の爲め日々風波高く船に馴れぬ身にはなかく、に堪へ難きことなりしかこゝを過ぎて紅海に入りぬれば風順みにやみて若熱燒くが如く釜中の魚の若みにもまして一と

汐とまた渡ぎがたし、風波の高きを怨みしを悔ふるなど云ふものもありたれば西諺に「怒りノ終リハ後悔ノ始メナリ」と云ふをモヂりて

怨怒洋(印度洋)の終はり後悔(紅海)の始めなり

若熱甚しき紅海の渡航も漸く今日一日となり明日は蘇西に着すべく暑熱も幾分か和らぐべしと聞きて

東かの間も「レッドシー」(ツツとして)して
 紅海

おり兼ねる

熱つさもあはす蘇西(末)なるらん

何んとも名の付けやふもなき專賣特許の癡言と御一笑可被下候 勿々

八月十二日 蘇西に近き海上にて

編輯主任足下 岳 洋 生

(第二一信)

(萬國監獄會議議案)

萬國監獄會議大體の組織は本會雜誌の上にも屢々
 第十八卷 第十號 海外通信

掲載相成候に就き諸君には既に十分承知致し居られ候義と存じ此には之を省き今後追々會議の狀況に就き通信するの順序として先づ左に今回ブダベストに於ける第七回萬國監獄會議の議案を報道致し可申候

第一部 刑事立法ニ關スル事項

第一 議題

- (一) 附加刑タル罰金ハ如何ナル犯罪ニ對シテ之ヲ科スルヲ適當トスヘキヤ
 - (二) 罰金ノ處分ヲ受ケタル者ノ財産ノ差押及換刑處分タル禁錮ノ執行ニ對シテハ如何ナル方法ニ於テ之ヲ措置スルヲ適當トスヘキヤ
- (説明) 各國ノ法典ヲ通觀スルニ罰金ノ附加刑ハ多數ノ法典中、何レモ深淵ナル立法的觀念ニ基クコトナクシテ隨意ナル方法ヲ以テ之レカ規定セラレタルヲ見ルヘシ然レトモ今、刑事立法者ノ立脚點ヨリ之ヲ見ルトキハ刑法中ニ附加刑トシテ罰金ヲ科シ得ヘキ重罪輕罪ノ種類ノ定義ヲ一見雖然タラシムヘキ立法上ノ觀念及原則ハ如何ナルモノナラサルヘカラサルカ細心、以テ考案

スルハ最モ緊要ナルコトニ屬ス
且ツ罰金處分ナルモノ、多クノ場合ニ於テ受刑者ハ細民ニシテ一タヒ之レカ處分ヲ蒙リタルトキハ永久、之レカ恢復ヲナスヲ得ス又其罰金ノ徵收又ハ結局、成功ヲ見スシテ唯タ受刑者ニ對シテ重大ナル實質的傷害ヲ感セシムル所ノモノハ換刑處分ヨリ生スル自由刑ヲ科スルニ過キサナルノ事實ハ何人モ一般ニ認ムル所ナリトス而シテ其罰金徵收ニ關スル種々ナル行政處分ハ屢々受刑者ノ有形的衰運ヲ惹起スルヲ以テ之レカ換刑處分タル短期自由刑ノ適用ハ可及的之ヲ避クルノ必要アリトノ理由ニ依リ本會ハ各立法者カ換刑處分トシテ適用シ來リタル自由刑ト同シク又罰金ノ徵收法ニ就テモ社會政策ノ點ヨリシテ立法者ノ遵據セサルヘカラサル大原則ヲ考究スルノ必要アルヲ認ム

第二 議題

詐偽取財ノ構成要素ハ如何ナルモノナルカ
〔說明〕經濟界ニ漸次蔓延セシトスル信用ヲ害スル行為及誠實ナル商業上ノ利益ニ其他經濟上ノ各

般ノ利益ノ保護又ハ上述ノ背信行為ヲ禁遏スルノ必要ヨリ生スル幾多ノ問題ハ今世ノ刑法學者カ根本的ニ考究センコトヲ希望スル所ナリ然ルニ各國ノ法典ハ詐欺取財ノ構成事實ノ點ニ於テ各々大ニ其趣ヲ異ニス就中、匈牙利刑法ノ如キハ其構成要素ヲ一定シ若シ其要素ノ或ル條件ヲ缺クノ場合ニハ例合被害者ノ蒙ル損害ハ如何ニ重大ナルモ又之レヨリ生スル偶然ノ損害ハ如何ニ重大ナルモ加害者ヲ罰スルヲ許サ、ルモノトセリ
此クノ如ク詐欺取財ノ構成事實ニ關スル定義ヲ明確ナラシムルノ問題ハ深ク根本的ニ考究スルノ必要アルモノト認ム

第三 議題

贓物ノ受寄ハ特別ナル一ノ正犯ナリヤ若クハ從犯行為ナリヤ
〔說明〕本問題ハ曾テブリユツセルニ於ケル萬國監獄會議ノ刑事立法部ノ希望ニ依リ此ニ本會ノ議案トシテ提出セラレタルモノトス而シテ同會ノ總會モ部會ノ希望ヲ容レテ之レカ提出ヲ是認セ

本問題ハ外國ニ於テ犯罪セル者ノ訴追若クハ外國ニ在留スル内國人或ハ外國人ト共謀シテ犯罪者ノ訴追ニ關シテ刑事上ノ裁判管轄ノ範圍ヲ一定シテ訴追スヘキ原則ヲ決定セントスレニアリ本問題ノ共同説明委員ナル司法次官ヅ、ロード氏ハ説明委員ノ一人タルル、ポアントウエン氏カ贓物受寄ハ其犯罪ノ素因若クハ機會トナリシ主タル犯罪場所ノ如何ヲ問ハス唯其贓物受寄ノ證明セラレタル所ニ於テ直ニ訴追シ以テ裁判スルヲ得ヘシトノ說ニ贊同シテ贓物ノ受寄ハ從犯行為ニ非スシテ特別ナル一個ノ正犯行為ト認メサルヘカラスト決論セリ

第四 議題

陪審制度ノ結果ハ今日之レカ修正ヲ試ムヘキ必要アリヤ否ヤ
〔說明〕陪審制度ノ發達ニ關スル深淵ナル原則ニ就テ之ヲ考究スルヲ得ルハ言フヲ俟タサル所ナルモ同時ニ今日其制度ノ存在スル各國ノ法律及其法律ノ運用ヲ全カラシムル名譽權並ニ陪審制度

ニ關スル學理ノ解釋等ヲ研鑽スルハ又大ニ必要ノ存スル所トス而シテ此卓絶セル民政的制度ナル陪審制度カ時トシテ裁判ノ公平無私ヲ危カラシムル或ル勢力ノ影響ヲ受クルコトアルハ何人モ爭フヘカラサル所トス例之ハ政治的慾望、無識、黨派上ノ私益、或ル種ノ恐怖、過度ナル寬容若クハ嚴刻ノ感情ニ支配セラレヘキ輿論ノ傾向等ノ爲メニ往々陪審官ヲシテ偏頗ノ判定ヲ下サシムルノ弊アルヲ免カレス而シテ陪審官ノ判定ヲ監督スル所ノモノハ單ニ陪審官各自ノ良心アルノミニシテ他ニ何等ノ監督方法アルニ非ス然ラハ此等ノ弊害ヲ或ル程度内ニ減縮セシムヘキ方法ハ到底發見スルヲ得サルカ若シ又其實際ノ弊ヲ理由トシテ陪審制度ニ或ル制限ヲ加フル場合アリトセハ性質上、公益若クハ公安ニ關スル或ル犯罪ノ裁判ニ限リテ陪審制度ヲ保存スルモ亦タ可トスヘキニ非サルカ

第二部 監獄制度ニ關スル事項

第一 議題

道徳上ヨリ觀察スヘキ囚人類別ノ最モ適當ナル

方法ハ如何ナル標準ニ依ルヘキヤ
此類別法ヨリ生スヘキ實際ノ結果如何

(説明)各種ノ囚人ニ對シテ其自由刑ノ全期間何レモ皆一律ノ處遇法ヲ適用セハ反テ行刑ノ目的ヲ誤リ往々不法且ツ不正ノ効果ヲ囚人ニ及ボサシムルノ弊アルヲ免カレス故ニ學者及監獄當局者ハ其拘禁遇囚ノ期間中ニ於テ受刑者ノ個人的道徳上ノ關係ニ依リ適當ニ之レカ類別ヲ試ミンカ爲メニ全力ヲ竭シテ研鑽スル所アリ、囚人ノ類別ニ關シテ立法上何等ノ規定ヲ設ケサル國ニアツテハ政府ハ擧ケテ之ヲ監獄行政官署ノ措置ニ一任セリ故ニ今之レニ關スル種々ナル方法ノ弊害ト不條理トヲ一掃センカ爲メニ此ニ本會カ囚人道徳上ノ類別ノ結果及之レニ伴フ種々ナル方法ヲ考究セントスルハ眞ニ必要缺クヘカラサルモノナリト認ム

第二 議題

(一)拘禁中ノ刑事被告人又ハ既ニ自由刑ノ宣告ヲ受ケル刑事被告人ニ對シ之ヲ或ル一定ノ作業ニ強制シ得ルヤ否ヤ

シテ研究ヲ試ミントスル所ナリ然レトモ之レニ反シテ以上ノ如キ例外ハ到底是認スヘカラスト認メタル場合ト雖モ本問題ハ尙ホ未決拘留期間ヲ刑期ヨリ控除スルハ拘留中被告人カ自ラ任意ニ服從セシ場合ニ非サレハ適用セサルコト、ナスニ至ラハ自ラ勤勉勞動ノ良習ヲ獎勵スルノ結果ヲ生スヘキカ故ニ今之レカ獎勵ノ方法トシテ一般ノ刑事被告人又ハ或ル種類ノ刑事被告人ニ對シテ此便法ヲ適用スルノ可否ヲ考究スル所アラントス

第三 議案

(一)在監服役中、偶發セル事變ノ爲メ蒙ムリタル損害ニ對シテ當該囚人又ハ遺族ニ賠償スヘキ場合ハ如何ナル原則ト如何ナル場合及如何ナル原因ニ由リテ生スヘキヤ

(二)公設又ハ私設ノ感化院若クハ懲治場ニ於ケル幼年者ノ勞動中ノ事變ヨリ生スル損害賠償ニ就テハ如何ナル特別規定ヲ設クルヲ可トスヘキヤ
(説明)不慮ノ事變ハ監獄内ニ於ケル勞動中ト雖モ事實上、往々現出スルコトアルヲ免カレス其損

(二)若シ是等ノ拘禁者ニ對シテ作業ヲ強制スル能ハストナラハ刑期ニ關スル未決拘留期間ノ控除ハ拘留中、任意ニ服役セシ者ノミニ限り之ヲ適用スルコト、ナスノ可否如何

(説明)監獄内ニ於テ懶惰ヲ禁止スルハ獨リ監獄規律ノ維持ノ上ニ必要アルノミナラス拘禁者自身ノ利益ノ爲メニモ最モ至大ノ關係ヲ有スルモノトス然ルニ此原則ノ幾部分ハ刑事被告人ノ權利ヲ重スル法律ノ爲メニ既ニ自由刑ノ宣告ヲ受ケタル者ナリト雖モ裁判確定以前ハ服役ヲ命スル能ハサルヨリ之レカ實行ヲ見ルヲ得サルモノトス本問題ヲ此ニ提出セシ所以ノモノハ法學者及司獄官ニ於テ各々其懷抱スル所ノ所見ヲ發表シテ之ヲ適當ニ解釋スルノ必要アルヲ認メタレハナリ而シテ玆ニ本問題ヲ積極的ニ承認スル場合ニ於テハ刑事被告人ヲ未決拘留中服役セシムルノ原則ヲ絕對ノ原則トシテ之レカ適用ヲ爲スヘキカ或ハ既ニ懲役若クハ禁錮ノ宣告ヲ受ケタル者若クハ家族ヲ有スルモ資力ナキ者等ニ限り或ル制限ノ下ニ服役セシムヘキカハ本會カ主ト

害ニシテ下ニ列記スルカ如キ場合ニアツテ如何ニ之ヲ措置スヘキヤノ問題ヲ研究スヘシ

其一 變災又ハ不可抗力ニ依リ生セル場合

其二 使用者(官吏又ハ起業者)及其代理者若クハ或ル一人ノ囚徒又ハ多數ノ囚徒ノ過失ヨリ

生セル場合(囚徒ノ有罪行為ハ別問題トス)

其三 被害者ノ自身ノ輕過失又ハ重過失ヨリ生セル場合

其四 種々ナル原因ノ綜合ヨリ生セル場合

是等ノ事變ハ往々被害者ノ生命ヲ害シ若クハ永久又ハ一時其勞動ノ全部若クハ幾分ヲ不能ナラシムルモノニシテ其結果、被害者ハ勿論其家族ニ對シテモ直接間接ノ損害ヲ與フルヲ免カレス本問題ニ關スル各國ノ法律及判決例並ニ行政上ノ慣例等ヲ考究シテ之ヲ明瞭ナラシムルハ必要ニシテ且ツ興味アルモノトス而シテ此事變ヨリ生スル損害ノ賠償ハ法律上ノ賠償ト爲スヘキカ或ハ單ニ恩惠上ノ所分ト爲スヘキカ若シ之ヲ法律上ノ賠償トナストセハ其法律タル如何ナル原則ニ依リ如何ナル根底ニ基キ之ヲ規定スヘキカ

又其賠償ニ關シテハ如何ナル官衙之ニ關與スヘキカ又其手續方法ハ如何ニ之ヲ規定スヘキヤ。自由労働者カ其労働中發生セシ事變ノ爲メ蒙リタル損害ニ關シテ特別ノ規定ヲ設ケタル國ニ於テハ其規定ヲ直ニ服役中損害ヲ受ケタル囚徒ニ適用スルヲ得ヘキヤ若シ之ヲ適用シ得ルモノトセハ如何ナル方法ト如何ナル程度ニ於テ爲スヘキヤ

若シ又此種ノ法律ハ明カニ條文上ヨリ強制労働ト自由労働トノ間ニ事實の相異セル性質アルヲ認メ又囚徒ハ之ヲ使役スル人トノ特別ナル關係等ヨリシテ監獄強制労働ノ損害ニ適用スヘカラサルモノトセハ今日吾人カ尊重スル所ノ平等及博愛ノ希望ト純粹ナル刑罰の性質トヲ如何ニセハ能ク立法上又ハ行政規則ノ上ニ於テ調和融合シ得ルカヲ考究スルヲ要ス

本問題ニ就テハ更ニ以下ノ如キ問題ヲ生スヘシ即チ自由労働者ニ關スル各國現行法ノ規定ニ準シ服役中ノ被害囚徒或ハ其家族ニ交付スヘキ損害賠償ニシテ一時の性質又ハ特別の性質(Casualty)

Incense de torture) ヲ與フルモノトセハ其損害ノ確定及其評價ハ如何ナル方法ヲ以テスヘキカト云フコト是レナリ

事變ノ爲メ被害囚徒死亡セシ場合或ハ永久労働能力ノ全部又ハ一部ヲ喪失セシ場合或ハ一時其能力ヲ喪失セシカ如キ場合ニ於テ損害賠償ヲ要求スルノ權利ハ如何ナル時ヨリ發生スヘキカ

若シ賠償方法トシテ年金ヲ與フルカ如キ場合ニハ其年金權ハ何レノ時ヨリ發生スヘキカ

此賠償責任ニ關シテハ國家ノ監督ノ下ニ於テ爲セル労働中ニ事變ノ生セシ場合ト一私人タル起業者ノ指揮ノ下ニ於テ爲セル労働中ニ事變ノ生セシ場合トハ責任上何等ノ區別ヲ設クルノ必要ナキヤ否ヤ元來國家ハ起業者ト異リ囚徒ノ服役ニ就キ何等ノ利益ヲ享受スル所ナシ何トナレハ囚徒ノ服役ヨリ生スル多少ノ利益ハ常ニ國家カ囚徒ノ爲メニ費スル所ノモノヲ償フニ足ラサレハナリ

是等ノ區別ノ性質及程度如何

各種ノ場合ニ於ケル保險ハ如何ニシテ執行セラ

ル、カ國家自身ハ第一ニ服役者ノ保險人タルカ或ハ國家ハ之ヲ保險會社ヲシテ保險セシメサルヘカラサルカ又國家ハ服役者ヲ使用スル起業者アルトキハ之レニ保險セシメサルヘカラサルヤ否ヤ

上述ノ如キ規則ハ公設又ハ私設ノ施設物ニ於ケル幼年拘禁者ニモ適用セラルヘキヤ否ヤ

上來臚列シタル要點ハ特ニ本問題ニ就テ専門家ノ研鑽討議ヲ請ハント欲スル所ノモノニ屬ス

第四 議題

(一) 低能者及不治ノ酒毒者ヲ拘禁スヘキ特別監獄ヲ設備スルノ必要アリヤ

(二) 若シ之ヲ設備スルノ必要アリトナラハ如何ナル原則ニ從ヒ此監獄ヲ組織スヘキヤ

低能受刑者ヲ離隔スルノ可否ニ就テハ心理學者ノ間ニ未タ定論ヲ見ルニ至ラス多クノ各國現行ノ法典ニ於テモ尙ホ低能者ニ對スル特別ノ規定ヲ見ルニ至ラサルモ既ニ刑事心理學專家ノ之レカ區別ノ必要ヲ唱フル者アルノミナラス或ル既成ノ法典又ハ草案等ニ於テハ此等ノ者ノ爲メ

ニ一定ノ區別ヲ設クル者アルヲ見ルニ至レリ。不治ノ酒毒者カ容易ニ犯罪ヲ爲スカ爲メニ社會ハ常ニ之レカ危害ヲ蒙リ而カモ法律ノ力ハ能ク以テ之ヲ未前ニ防遏スルニ足ラサルノ事實ハ漸ク各國ニ於テ之ヲ認ムルコト、ナルニ至レリ本會カ此問題ヲ提出シテ解決ヲ試ミル所アラント欲スルノ旨趣モ亦タ此ニ存ス而シテ果シテ之レカ設備ヲ必要ナリト認メタル場合ニ於テハ併セテ如何ニ之ヲ組織スルヲ適當トスヘキヤヲ一定センコトヲ希望ス

第五 議案

如何ナル原則ニ依リテ受刑者ヲ耕耘又ハ屋外ノ公益事業ニ從事セシムヘキカ又ハ如何ナル方法ヲ採用スルヲ可トスヘキヤ

(說明) 一八八五年羅馬ニ於テ開設セル第三回萬國監獄會議ハ二三ノ動議者ノ意見ニ基キ囚人ヲ農業又ハ屋外ノ公共勞役ニ利用スルヲ得ルヤ否ヤノ問題ヲ討究セリ元來、刑罰ノ原則トシテハ囚人ノ自由ヲハ緊嚴ニ制限スルヲ必要トナスカ故ニ農業其他ノ外役ニ之ヲ利用スルハ刑罰ノ本旨

ニ適セサルヤノ疑ヒナキニ非ス然カモ實際ノ經驗上外役ハ多少ノ弊失アルト共ニ併セテ又幾多ノ利益ヲ有シ殊ニ監獄固有ノ疾病トシテ最モ恐ルヘキ肺結核豫防ノ手段トシテ其有効ノ著ルシキヲ認ム此ニ更ニ本問題ヲ提出シテ實際上ノ利害ヲ研究スル所アラント欲ス

第三部 犯罪豫防ニ關スル事項

第一 議題

(一) 各國ニ於テ實驗シタル酒精毒ノ犯罪ニ及ホス影響如何

(二) 一般受刑者ニ對シテ酒精毒ヲ墮減セシメンカ爲メニハ如何ナル特別手段アリヤ

(說明) 一九〇〇年「ブリュッセル」ニ於テ開會セル第六回萬國監獄會議ハ酒精毒ノ問題ニ關シテハ統計上ノ點及不治ノ酒精毒ノ受刑者ノ就職ニ關スル點等ヨリシテ更ニ次回ノ議案中ニ本問題ヲ提出スヘキ旨ヲ表示セリ畢竟酒精毒カ各國ニ於テ犯罪ニ影響ヲ及ホスモノナルヲ以テ本會ハ之レカ詳密ノ研究ヲ試ミントスルモノナリ

第二 議題

カ如キ不幸ヲ避ケシメスハアルヘカラス其他病毒感染ノ危害ヲ蒙ルヘキ恐レアル當該官吏ノ保護ニ就テモ社會ハ之レニ向テ深厚ノ同情及注意ヲ拂フ所アルヲ

刑事の建設物内ニ於テ肺結核ニ罹リシ拘禁者ノ割合ハ概算的ト雖モ之ヲ知ルヲ得ルハ甚タ必要ナリ而シテ其數ノ統計ヲ明カナラシムルニ足ル調査ノ方法ハ各國何レモ既ニ完備セルヤ否ヤ而シテ統計上雜居制ヲ取リシモノト分房制ヲ取リシモノトヲ獄制上、比較考查スルヲ得ハ研究ニ資スル所更ニ大ナルヘシ故ニ刑事の建設物内ニ於ケル肺結核ノ傳播ヲ防止スル爲メ各文明國カ既ニ採用シタル方法及目下考案中ニ係ル方法ヲモ類別シテ之ヲ發表スルニ至ラシメンコトヲ望ム終リニ刑事制度ノ必要ト博愛、衛生、科學等ノ要求ヲ調和融合シテ是等ノ危險ニ關スル詳細ノ説明ヲナスヲ得ルハ甚タ肝要ナルコトナリト信ス

右ノ方法ニ關シテ今日マテ各國ノ採用セシモノ若クハ考案中或ハ提案セラレタルモノハ以下ノ

各種ノ刑事的建設物内ニ於ケル肺結核ノ取扱又ハ之レカ撲滅若クハ其蔓延ニ對スル豫防方法ハ如何ニスヘキヤ

(說明) 幽閉セラレタル多數人ノ集合セル刑事的建設物内ニハ往々肺結核ノ容易ニ發生蔓延スルヲ免カレサルモノトス從テ監獄ノ如キ各種ノ多數人ノ集合スルノ場所ハ屢々病の原因又ハ遺傳性特發等ノ病的狀態等ノ湊合スル所トナリ在監者ノ汗垢不潔ハ愈々病毒感染ヲ容易ナラシムルモノナルヲ以テ之レカ注意ハ最モ肝要ナリトス又入監前、既ニ肺結核患者タリシ者入監後病勢ヲ加ヘタル者及入監中病毒ヲ感染シタル者ニシテ一タヒ釋放セラレ、ノ日ハ忽チ到ル所ニ其病毒ヲ傳染スルノ媒介者タルニ至ルヲ免カレス凡テ刑事的建設物内ニ於テ當局者カ最モ嚴密ニ注意スヘキハ懲治場及感化院ニ於ケル幼年拘禁者ニ對スル病毒ノ感染ニシテ主トシテ教養感化ヲ加フヘキ不幸ナル幼年者ナルカ故ニ社會ハ宜シクマタ其身體上ノ健康ニ就テモ亦タ厚ク之ヲ保護シ拘禁ノ爲メニ不治ノ病毒ニ感染セシムル

如ク之ヲ區別スルヲ得ヘシ

- (一) 患者及疑似者ヲ必要ナル時期ニ於テ之ヲ判別シ且ツ之ヲ區處スルノ方法
- (二) 患者及其地方ニ對シテ一般衛生ノ施設ヲ以テスル方法
- (三) 豫防、消毒、遮斷等ノ特別方法
- (四) 時ノ狀況ニ依リテ患者ニ臨機ノ取扱ヲ爲スノ方法

又特ニ拘禁幼年者ニ對シテハ既ニ肺結核ニ罹リシ者及未タ罹ラサル者並ニ既ニ感染セシ者及感染シ易キ者等ノ治療或ハ隔離ニ關スル方法ヲ研究シテ明確ナラシムルコト最モ肝要ナリト信ス要スルニ是等ノ複雜ナル問題ハ本問題ノ宏大無限ヲ意味スル一事例タルニ過キス

第三 議題

年少犯罪者ノ保護ニ關シテ國家ノ干與スヘキ制限範圍如何

(說明) 是レ又「ブリュッセル」萬國監獄會議ニ於テ元老院議員ベールランデー氏ノ提議ニ基キ決議ヲ經テ終ニ本會ノ議案トナリタル問題トス而シテ

萬國會議ノ總會ニ蒞ミ第四部ヲ代表シテフレベ
 ルグス夫人カ年少犯罪者保護團體ニ對スル國家
 ノ干與方法ニ就テ報告スル所アルニ對シ佛國大
 審院評定官ボアサン氏ハ說ヲ爲シテ曰ク保護團
 體ニ委託セラレタル年少犯罪者ニ對シテ團體カ
 如何ナル行動ヲ爲セルカ之ヲ知ランカ爲メニス
 ル國家ノ干與ニ對シテハ團體ハ之ヲ回避スルノ
 理由ヲ發見スル能ハスト同氏ハ尙ホ之レニ附言
 シテ曰ク國家ハ言ハン余ハ先ツ第一ニ或ル少年
 ニ就キ神聖ナル寄托ヲ受ケタル後更ニ之ヲ保護
 團體ニ交付セリ然ラハ後ニ至リテ其狀況如何ニ
 就キテノ質問權ハ常ニ團體主管者ニ對シテ之ヲ
 握有セサルヘカラス其一旦、既ニ保護團體ニ年
 少者ヲ委託シタル以上ハ國家ハ之レニ其監督權
 ヲ及ホス能ハスト云フカ如キハ甚タ不理論タル
 ヲ免カレス故ニ余ハ保護團體ノ行動ハ國家ノ監
 督ノ下ニ於テ行ハレサルヘカラサルモノト斷言
 セント欲スト

次キニ佛國學士會員元老院議員ベーランダー氏
 曰クボアサン氏ノ說ハ今ヤ可決セラレタリ何ト

議ノ常設委員會カ上來ノ年少犯罪者ノ保護事項
 ニ關シテ既ニ原則ハ表決セラレタル國家ノ干與
 制限ノ問題ヲ次回ノ議事綱目中ニ加フヘク決定
 セシ旨ヲ附言セリ

(「ブリュッセル」萬國監獄會議々事録一卷四七
 八頁及四八一頁參照)

第四部 幼者及未丁年者ニ關スル事項

第一 議題

(一) 國家ハ受刑年少者ヲ保護スル爲メ或ル種ノ特
 別方法ヲ取ラサルヘカラサルカ

(二) 若シ之ヲ取ルトセハ如何ナル方法ヲ以テ最モ
 有効ナルモノトスルカ

受刑年少者ニシテ其家族ヨリ委棄セラレンカ獨
 リ有形上ノ不幸ノミナラス更ニ犯罪ヲ爲スノ傾
 向ニ墮落スルコトハ明白ナル所トス從テ家族ノ
 委棄ハ年少者ノ犯罪累進ノ一原因ヲナスモノト
 ス

此クノ如キ犯罪増加ノ傾向ヲ阻止スルノ必要ヨ
 リ博愛ノ觀念ハ國家ヲシテ處刑セラレタル放逸
 ナル年少者ヲ保護スルノ義務ヲ負擔セシムルモ

ナレハ同氏ノ所見ハ其說明ニ依リ甚タ明瞭ナレ
 ハナリ然レトモ同氏ノ所說ハ保護團體ニ對スル
 國家ノ監督ハ慈惠ト高尙トヲ兼タル監督ヲ條件
 トシテ必要ナルモノナリトノ決定ナルモ語勢或
 ハ此點ヲ十分ニ表現セシヤ否ヤハ辨士自身モ之
 ヲ疑フ所タリ故ニ同氏ハ切ニ此點ニ就キ其說明
 ノ要領ヲ盡サ、リシト且ツ之レヨリシテ政府ト
 保護團體トノ間ニ遺憾ナル阻礙ヲ生センコトヲ
 恐ル、モ事既ニ表決ノ後ナレハ如何トモスル能
 ハサル所タリ要スルニ保護團體ニ對シテ國家ニ
 干與ノ權利アリトノ原則ハ向後幾多ノ研究ニ依
 リテ之ヲ適用スヘキ種々ノ條件ヲ附加シテ始メ
 テ完全ナルモノタラシメサルヘカラス而シテ本
 問題タルヤ一方ニ於テハ治獄上ノ事項ニ屬スル
 ヲ以テ監獄會議ノ考究範圍ニ入ルヘキモノトス
 而シテ其問題ナルト共ニ又大ニ細心以テ之ヲ研
 究スル所アルヲ要ス

而シテ同氏ハ此重要ナル問題ヲ次回ノ議案ニ付
 スルノ希望ヲ委員ニ提出セリ
 是ニ於テカ會長ヅ、ラツツール氏ハ萬國監獄會

ノトス而シテ本問題ハ其保護ヲ確實ナラシムル
 ニ最モ有効ト適切ナル方法ヲ考究スルヲ以テ主
 眼トス

第二 議題

年少犯罪人不良年少者、又ハ惡性年少者等ニ對
 シテ特ニ之レカ處遇ノ方法ヲ研究スル組織ヲ必
 要トスルヤ若シ之レアリトセハ如何ナル組織ヲ
 必要トスルヤ

(說明) 本問題モ亦タ「ブリュッセル」萬國監獄會議

ニ於テ莫斯古大學教授タラツソウオ氏ニ依リ
 テ提出セラレタル問題ヲハ同會ノ希望ニ依リ本
 會ノ議案中ニ加ヘラレタルモノニシテ本問題提
 出者ノ說明ハ左ノ如シ

本會ニ參列セシ露國感化院ノ代表者ハ余カ首唱
 セシ問題即チ感化院ニ收容スヘキ新來年少者ハ
 一定ノ處遇法ヲ定ムル前ニ先ツ一時、見習生ト
 シテ之ヲ試査スルノ必要アリトノ問題ヲ反覆考
 究スル所アリ而シテ余ハ余ノ報告中ニ於テ惡少

年ノ矯正ハ其年少者ノ性行ノ知悉如何ニ關スル
 モノナルコトヲ主張スルモノトス而シテ其性行

ノ知悉ハ新來年少者ノ心理的作用ヲ注意シテ之ヲ考究スルコトニ依テ始メテ成効スルヲ得ヘシ又是等ノ新來年少者ヲ感化院内ニ於ケル人爲の家家庭即チ團集中ニ配置スルニ當リテモ先ツ其年少者ハ何レノ團集中ニ配置スルヲ以テ適當スルカヲ考究セサルヘカラサルカ故ニ其決定ヲ爲サントセハ勢ヒ其年少者ノ性行ヲ知悉セシ後ニ非サレハ行ハレサルモノトス云々同氏ノ報告ハ「ブリユツセル」萬國監獄會議ニ於テ承認セラレ而シテ以下ノ如キ提議ヲ全會一致ヲ以テ可決セリ即チ

(一)新來年少者ノ性行ノ考察ハ絶對的ニ其必要ナルヲ認ム而シテ本會ハ此クノ如キ考究ニ對シテ露國感化院カ幫助ノ勞ヲ取ランコトヲ望ム
(二)本會ハ此クノ如キ考究ニ對シテ取ルヘキ方法及形式ニ關スル問題ヲ解決スヘキ經驗ヲ缺クヲ以テ露國感化院カ資リテ以テ資トスル方法及ヒ之レヨリ生スル結果等ヲ年報ヲ以テ本會ニ通牒セラレンコトヲ希望ス
本問題ノ方法ニ就キ最モ人ノ普知スル所ノモノ

左ノ如シ
(甲)新來ノ年少者ハ八日間隔離セラレ其間ハ身體上ノ觀察ト年少者ニ對スル質問トニ依リテ其性質ヲ知悉センカ爲メ院長、僧侶、教師其他職員ノ外之レニ接見スルコトヲ許サス(露國ソルソー「附近ナル」スチユヂネチー「感化院ニ於テ成功セシ方法」)
(乙)新來ノ年少者ハ短期ノ時間中、其性行ノ試験ノ爲メ特別室ニ之ヲ留置シ考試ノ終ハルヲ俟テ始メテ之ヲ相當ノ懲治場ニ配置スヘキモノトス(重ニ米國ニ於テ行ハル、方法)

第三 議題

(一)未成年犯罪者ノ或ル種類ノ者ニ對シ特別監獄ヲ設置スル國ニアツテハ其行刑組織ヲ如何ニスヘキヤ
(二)未成年ノ受刑者ハ其刑期ノ全部又ハ一部之ヲ分房ニ拘禁スヘキヤ
(說明)二三ノ立法例ニ依レハ未成年受刑者ノ一部分ヲハ中央監獄又ハ感化院ニ拘禁スルノ代ハリニ之ヲ小規模ノ區監獄ニ收容スルモノナキニ非

ス此方法ノ現代未成年者處遇法ノ原則ニ適セザルモノタルハ論ヲ俟タス未成年者ニ就テハ作業教育其他一般處遇法ノ上ニ於テ全然、成年者ト其組織ヲ區別スル所ナカルヘカラス是ヲ以テ未成年受刑者ニ對スル行刑ノ方法ヲ研究シテ根本的ニ現行ノ弊失ヲ救済スルコトハ焦眉ノ急務ナリト認ム
未成年者ニ對スル雜居拘禁法ハ罪犯感染ノ弊アルヲ以テ之ヲ分房ニ拘禁スルヲ必要ナリト認ムルノ論者アル一方ニハ分房制ハ年少者ニ對シテ身體上及精神上ノ衰弱ヲ來タスモノナリトシテ之ヲ排斥スルノ論者アリ其所說區々ニシテ未タ確定スル所アルヲ見ス是レ本會ノ本問題ニ就テ適當ノ解決ヲ試ミント欲スル所以ナリ

第四 議題

惡性ノ年少者及未タ所罰セラルヘキ罪ヲ犯サ、ル不良年少者ニ對シテ犯罪豫防ヲ確保スル有効ナル方法ハ普通教育法以外ニ尙ホ何等カノ好手段アリヤ

(說明)國家及社會カ年少者ノ爲メニ犯罪豫防ノ爲

メ取ラサルヘカラサル豫防方法ハ眞ニ目下重要ノ急務ニ屬ス何トナレハ其豫防方法ヨリ生スル結果ハ一タヒ罪ヲ犯セル後、年少者ニ加フル制壓手段ヨリモ遙カニ其効力ノ確實ナルモノアレハナリ即チ年少者ニシテ未タ犯罪ヲ爲スニ至ラサルモノ之ヲ爲スノ傾向アルヲ認ムルノ時期ニ於テ速カニ之ヲ矯正救護スルノ施設ヲ加フル所アルヲ要ス
要スルニ本會ノ議案トセル此最終ノ問題ハ一般教育法ノ外ニ於テ尙ホ年少者ノ犯行ヲ有効ニ豫防救治スルノ方法ヲ研究センコトヲ目的トスルモノナリ

議案の大意先づ此くの如きものに有之恰も脱稿に際し伊國「ネーブル」に著船上陸の準備に忙はしきと船中また非常にゴタ付き居り候爲め復讀修正する暇無之脱稿のまゝ付郵便仕候定めて脱字誤字等も多々可有之と存候當地上陸の上は一泊の後羅馬に參り同地にて二三日間滞在、沿道尙は二三著明の都市を視察して本月二十三四日頃埃國維納に到着の筈に御座候勿々

八月十七日午前船中に於て 岳 洋 生

大任務を負担せるが如く、罪囚を見ること猶我子の如く、自ら模範に任し熱筆以て彼を教導陶冶し善良の子弟たらしむるの覺悟なかるべからざるを以てし、愈囚人の善感を増進せしめんが爲めには、諸般の場合に於て苟くも侮蔑凌辱等の言語所作は全然之を禁遏し端ら親切と慈愛を以て選せしめ紀律秩序を紊さざる限度に於ては在監人をして對等の位地に立たしめ以て希望自重名譽等の思念を旺盛ならしめ且各個人をして萬事に付き各自に責任を擔はしめ成るべく動作上に森嚴なる指揮命令を與ふることを避け以て他動的觀念を去り自動的思想を惹き起し、獨立自營心を鞏固ならしめん方針を採り、着々實行を試みたる結果は囚人の言動漸次向上の觀を表はし來り大に官吏を信賴するに至り官吏教養上に趣味津津たるを覺え今日始めて特別行刑の行程に上りたる感を惹くに至れり尙現時迄に執行せし方法手段の重なる廉を掲れば概ね左の如し

○收監手續を會議席に於てす 時間の節約と個人關係を詳悉するの必要上關係職員の集合する會議

席に於て、收監審査を爲せり、而して從來使用する調所に於ては場所自體の關係上兎角掩蔽の言動あるに反し、能く眞實を吐露し且其陳述に付き自ら責任あるを感せしむる等行刑上の利便あるを認めたり

○處遇の決定 會議席に於ける收監調査に依て犯罪の遠因及近因を探り、以て個人處遇の方針を定む、尤特別處遇の根基は、已に定むる處ありと雖も犯罪の内因たる個人の弱點を發見し、之か對方針を定め、一旦一定したる方針は更に行狀審査の結果、他の矯正に轉するの必要ある場合の外上下の職員をして一致一途の目的に向つて進ましめ、決して其範圍を脱して隨意の行動を採ることを許さず、以て處遇の區々に涉り感化に障害なからんことを期せり

○入監時に於ける特別施設 入監當時放恣暴戻にして毫も悔悟の念なきもの三日乃至四日間便宜役業を執らしめ獨房の上勸考反省の期を與へ其間看守長教誨師をして交々訓誡を試み以て其反省悔悟を促すこととせり

檢身を廢す

檢身は人の羞耻心を害するのみならず、入道の上より見るも凌辱の甚しきは論を俟たず、殊に未丁年幼年者に之を行ふ害最も甚しきものあるを見る依て夙に之を廢せり

○勅作號令の省略 號令を須ひすして、而も亂雜不紀律に涉らしむることなく、自然に節度ある行動を爲さしめんことを計れり、初め先づ教誨堂

○出入せしむるに當り着席離席禮拜等より養成せしに漸次其風を成し今日に於ては令せずして囚人自ら臨機秩然たる動作を爲すに至れり

○囚人用語の矯正 當地囚人は概して方言多く、又動もすれば野卑粗暴の言語を弄して自ら之を覺らす、交通機關完備の今日に於て彼我意思の疏通上不便少なからざるのみならず用語の良否は又其人格査定の標準ともなるべきを以て苟も否難すへき言辭は聞くに従ふて、直ちに之を矯正し、以て彼の下層社會に行はるゝ風習を脱却せしめんことに努めり

○遙拜式 三大節には在監人一統を教誨堂に聚め遙拜式を行ひ、教育勸語を奉讀し「君か代」を唱歌

せしむ而して式前又は式後に看守長教誨師教師をして、節日の由來を説き、又軍國青年の前途等に付教訓を施し、可及的全囚の快感を喚起せんことに努め以て、徳性の涵養を計らんことを期せり

○書信の制限を寛にす 書信か彼我心上に及ぼす効果の甚大なるを認め監獄則上の制限には深く重きを置かず、必寧ろ要上除外例を擴張し、發信を勸誘して其往復を頻繁ならしめ以て、社交上の地位を保ち、親族及慕郷の思念を増進せしめんことを計れり、

○代書を爲さす 書信の代書は絕對に之を禁せり、而して無筆者に在ては、授學の際豫め文案を與へ之を習得せしめ、又若し常に文章の拙劣なるものには、豫め之を作らしめ教師をして之を添削せしめ、以て不知不識の間に文章の練磨と文字の習熟を得せしめんことを期し、其發信には本人の自書たることを附記せしめ以て、監内授學の然からしむる効果たることを示し、之に依て受信者は一種感喜の情の發動に依り愛慕の念

を増し以て、相互間の交情の愈暖かならしめんことを計れり

接見 家庭との聯絡社交上の位置を保たしむるの必要上接見も亦監獄の秩序規律を害せざる限りは、之を許可せり而して接見人は之を會議席に引見し、先づ面接者の來歴性行等を査察したる後語るに入監中の行狀を以てし或は平素の行動を聞き以て處遇の參考に供し且つ面接を以て可及的有効ならしめんと欲し、個人關係を省察し面接前豫め接見の際本人に訓諭すべき事項を面接人に要求し、教誨師をして臨機の教誨を加へしめ以て、徐に遷善の域に進ましめんことを期しつゝあり

手工的作業の撰定 獨立自營の生業を得せしめんか爲めに、適當の手工的作業を得んことを期し、受負業に依て此要求を充たさんと欲するも、土地生産物振はざるが故に之を得ること難くして未だ此目的を達するを得ず、現時麻工指物工業工具細工及耕耘にして内受負業は僅に貝細工の一種のみ

製品調査 技能の熟達進歩を期せんが爲め午飯休憩時を利用し督勵的に前日に於ける製品の精粗巧拙及多寡を品評し、或は民間業者の働き振を示し時には又名匠の苦辛成功談を説き以て一般に興起心を惹起せしめ粗造若くは生産高の寡きものをして自然就役上に注意を拂ひ製作力を増進する方法を採れり

教育 教育は小學教育令に基き、道德教育及國民教育を主とし、實物教授に依りて智能啓發心性陶冶の目的を達せんことを期せり、教授は單級組織にして監獄則處定の時間之を施せり而して教師の教導は教誨師の徳化と相照應せしめ以て心性を淳化し品性を涵養せしめんことに勤めつ

卒業證書授與式 在監中學科を修了したるものには修學證書を下付す、式は學堂に於て可成神聖簡約に之を行ひ、分監長は一場の立志談を試み之を奨勵す、而して卒業證書には學業の成績を添付し、本人をして之を父兄に送達せしめしに父兄より溢るゝか如き歡喜の情を以て、一層勉

耕耘獎勵 最も能く實業的趣味を感じ且最も體育に利あるは耕耘に如くはなし(唯土地の狹隘と氣候の推移に依り常に從事せしむる能はざるを遺憾とす)故に個人の關係を省察し、適當と認めたるものには専之に後事せしむ而して耕地は、各其擔當區域を定め、農業授業者をして其成績上の優劣を批評せしむ之に依て囚人相互に競争を惹起せしめ、熱心業に勉めしめんことを計れり、若し收穫を見ずして出獄するものあるときは候補者をして之を繼襲せしむ、又授業者をして毎週一回一定の場所に於て簡易なる地質學又は植物學等多少學理に關する講話を爲さしめ、實習と相俟て農業上の智識を修得せしむ

花卉盆栽の培養 行刑が精神發達に及ぼす障害を寛和し傍ら實業的觀念を養成する爲め花卉盆栽の培養を爲さしめたるに、競ふて之に従ひ漸次美的觀念を生ずると共に一種の趣味を覺え、延ひて精神を融和し適當なる運動と比較的新鮮なる空氣の呼吸とに依り、身體の發育上裨益鮮からざるものがあるが如し

強に志ざんことを求むるの返信を寄し感化上の裨益を得たり

講習會 智能啓發の一方法として、看守長教誨師教師又は在監人をして輪番に有益なる書籍を朗讀し、他囚をして之を靜聽せしむ、會期は一週に二回乃至四回とし、未丁年者を二組に、幼年者を一組に別ち、罷役後より約一時間乃至二時間之を開く、而して時に又職員をして精神修養上に關する講話をなさしめ或は、囚人をして懺悔談若くは所感を語らしめ、精神の暢和を計ると共に智識の啓發に努め又一面、此機會に於て囚人の性情轉移を觀察し探て以て教養上の資料に供せり

實習 習得の學科を直に實際に應用し勉學の必要を感知せしめんと欲し、炊夫をして便宜食糧日表を作製せしめ又は工場に於ける一部の計算事務を採らしむ(尤も此場合には受持看守は之が監督を爲せり)蓋し此方法は家政法は家政整理の實習として、少くとも簿記計算の術に通せしめ、且理財心を養成する上に利する處あるか如

教誨 過去に於ける憎惡すべき性行を打破し其性格を陶冶するを教誨の本分とし専ら此點に全力を注ぎつゝあり、而して北陸地方は佛教旺盛を極むるが故に彼等の先入主たる宗教心を籍て、其道義心を啓發し感化の効を擧げんことを期せり、而して臨機應變を要するが故に豫め之か方法を定め難しと雖とも、凡そ之を分類、工場、監房、特別、臨時教誨の五時に別てり、分類及工場、教誨に在ては専ら謹慎勉勵遷善の觀念を喚發するを目的とし、臨時教誨は社會及親族間の情念を起し慚愧感奮の良心を開發するを主とし特別教誨は新入賞罰恩典出獄に際し適切なる戒諭を加へ因果應報の真理を示して將來の注意を促告するに努め、臨時教誨に在ては來信接見遺喪等の場合に於て羣郷の念悲哀の情發動するに乘し、慰安誘導等機宜の教訓に依て歸善の念慮を發起増進せしめんとせり、而して個人教誨の方法に依て個人的性情を看破し適切痛快なる教誨を施し、感化の實を擧げんと欲し晝夜の別

なく、頻繁に之を行はしめたるに一般に漸次教誨師に信頼し來るの狀あり

誕生及父母の命日 囚人の誕生及父母の命日を調査し之を告知記憶せしめ其當日に於て人類生存の目的、父母の鴻恩子弟の義務等に就き、教訓を加へ以て道義心を喚發し歸善の途に誘導しつ

解罰教訓 罰は可及的應用せざることをせり、會之を用ひたる場合は其執行に依る効果を以て可及的永續せしめんと欲し、解罰の際職員會議堂に引見し職員をして執行間の行狀に關し忌憚なく視察及意見を報告せしめ囚人に對して執行中反省の如何を質問し且懇篤に將來の心得を訓諭し効果を擧げんことを期せり

衛生講話 在監人をして衛生思想を修養せしめんが爲めに、監獄醫をして毎週一回總囚を集合し個人衛生公衆衛生若くは生理上に關する講話を爲し且平素衛生の理法に反する行爲あるものに對しては特に圖解其他の方法を以て能く理解に努め會後行動を觀察し毎に衛生上の注意を與

に之を矯正し體操中は全身の力を發動せしめ以て、筋肉の發育と強壯を計れり

冷水浴 皮膚の強健を計り以て感冒を豫防し常に壯健なる身體を保持せしめんと欲し夏冬季を問はず冷水浴を實行せり、冷水浴の効及經濟上の利益は世已に定説あり茲に之を贅せず現時尙一週日に一回温浴を採らしむると雖も將來全然之を廢せんと欲す

附言 水浴實行に當り注意すべき點は極寒中に在りては寒威凜烈往々凍傷に侵さるゝ虞あるが故に其期間は浴後直に手足は勿論身體各部共乾燥したる手拭を以て充分に拂拭磨擦し尙二十分乃至三十分間運動を行はしむれば此害を豫防し得へし之れ一年有半の實驗に係れるを以て特に附記す

飲料水 腸胃疾患を豫防する爲め飲料水は絶対に生水を用ひしめす且喫食時及其他に於ても可成飲湯を節するの習慣を馴致せしむ

食糧 未丁年者には諸般の關係に依り食糧に差等を付すと雖とも特に幼年者は、等級を設けず、

へ各自をして攝生を重んずるの習慣を作らせしめつゝあり

健康診断 毎月在監人の健康診断を行ひ以て、心身發達の狀態を察し相當の施設をなし殊に眼耳鼻咽喉若くは生殖器等には特別注意を加へ、尙凡て疾患に對しては本人の自覺以前に於て治療を施さしめ、輕症の時期に於て治癒せしむるの手段を採れり昨年中に於ける患者は健康者百人に付〇人三分四二にして病監患者を生したることなし尙右比例中患者には一時の頓服若くは點

眼も包含す

清潔検査 居房座席は常に其清潔を保持せしめ不紀律不清淨の習慣を排除せしめんが爲めに各自に其掃除を擔任せしめ、毎週一回其清潔検査を施行し優劣を指摘し、併せて衛生必要を説示す尙物品保管に關する注意力を養成せんがために器具器械等の保存及取扱方の丁寧を貫はしむ

體操 四肢の屈伸を自在にし身體の動作を活潑ならしむるの爲め毎日一時間宛柔軟體操を行へり而して専ら體育を目的とするが故に姿勢は嚴正

第十八卷 第十號 雜 錄

六二

隨意喫食に依らしめれども曾て過不足を訴へたることなし蓋し等級を設くるは普通生活の状態に反すると之か爲めに一種の卑むべき食欲の念を懐かしめ所謂乞食的根性を起さしむるの弊を避け且つ食物を制限し發熱を妨ぐるの虞なからしめんと欲するにあり而して飯櫃は共同とし四人中輪番一人宛食事當番とし他囚は當番か食物の配與を了はり喫食の勧めに依て辭儀を行ひたる後初めて一齊に喫飯を始む喫飯中は容恣行儀を貴はしむ

給與食物の營養分は一日平均凡そ左の如し
 蛋白質一八・六 含水炭素三七・二 脂肪一
 二・三 純性成分三二・六 飯臺は未丁年は共同飯臺(一臺三人宛)とし幼年者は普通の箱膳を用ひ未丁年者の飯櫃は一個宛とし其他は幼年未丁年者共に大差なし

病狀訪問 在監人か、苦痛煩悶の機會に投し慰安解決を與ふるは、感化上有益なれば若し疾患に罹りしものあるときは職員は之れを訪問して或は攝生の法を説き或は勇氣を與ふる等、可及的

辭に苦悶し往々再び失敗を招くものあるか故に審狀は之か媒介たるなり而して出獄三ヶ月間は毎月一回、以後は三ヶ月(四期以下同し)毎に其狀況を調査し特に必要な限りは滿三年に至りて止む而して其再犯に陥るは監視期間六月以内に於て就中三ヶ月以内に最も多し故に出獄當時或は訪問に或は通信に頻繁なる教誨を加へて犯罪機會の防遏に努めつゝあり、携帶せしむる書翰の何物たるかに付ては明日出獄時に於て保護上の紹介書たることを告知し其歸着を確めんが爲め本人及保護者より直に到着を報せしめ且時に情報を求めて其絡を保持し之に對しては必要に依り獎勵又は警告的回答を爲す等可及的保護手段を盡せり

官更囚人相互間の稱呼法 官吏は囚人を呼ぶに、性を以てし囚人は官吏に對し性の下の敬稱を用ゐ、囚人相互間に於ては何誰さんと呼はしむ、蓋し囚人をして可成的社交に通せしめんとするにあり而して現時は専ら幼年囚に對してのみ之用ひ未丁年囚に對しては今尙研究中に在り然れ

親切に之を慰安し藥物療養の外精神的治療を加へ快復を計るの注意を爲せり

居住地告知 入監後囚人は非々悔悟の念稍々發作すると共に苦痛煩悶するは出獄後の居住地撰定にあり往々寄るべき父兄のあるものにして尙其果して保護を受け得べきや否やを懸念し、不安の狀態に在るか如し殊に寄るべきものに於て一層然りとす、之かため動もすれば舉動平靜ならざるものあり故に入監後可及的速かに父兄又は其の他と協商を遂げ之を本人に告知し以て塔に安せしむ

出獄後の保護 出獄後の保護は行刑の目的を貫徹する上に於て須要なるは勿論なれば、入監時先づ出獄後の計を講し置き出獄前必ず豫め所轄町村長に對して保護を依頼し、又直接保護者に對して保護上の注意並に在監時の成績等を詳記したる書翰を本人に携帶せしめ尙ほ菩提寺に向つても同様の書狀を送れり歸郷の際書翰を本人に携帶せしむるは、單に經濟上の關係にあらずして主たる目的は出獄者は復ひ父兄に見ゆべき計

ども從來の如き輕侮的稱呼を避け「御前」の語を用ひ囚人相互に於ても番號の下に「サン」の稱號を付せしむ

看守養成 遇囚思想を下級官吏に普及せしめ一致の行動を探らしめんが爲めに毎朝夕點檢の際、看守以下に對し其方針を指示し、此實行を期せしめんが爲めに右同一の機に於て二三の囚人を標準とし連日質問を試み、漸次全囚に及ぼし以て常に個人の心身關係を知悉せしめんことを期せり、之が爲めに近來稍く看守をして遇囚要義を會得するの觀念を作るを得たり

看守講習會 職員知識増進及精神修養を目的とし毎日約一時間非番看守部長及看守を集合し看守長は看守考試規程の定むる學科の一を採り教師は教育學教誨師は兒童心理學を擔當し講習を爲しつゝあり

當監處務の大要は前叙の如し、而して一般囚人に必須なる氣質の教養に關する方法手段は、今遽に之れを具體的に列擧すること蓋し至難なり要は未丁年者の教養は千言萬語を費し之れを訓導せんよ

りは、寧ろ職員か先つ自家言行の微細に留意し、不知不諱の間に適切なる模範を示し期せずして感應的に教化するに如かされは、一般吏員をして常に言行一致を尊び一舉手一投足も急諸にす可からざるの觀念を有せしめ、先つ自ら行ふて後始めて之を語るの精神を以て彼等に接せしむることを監視の主となし、事皆之より打算し來ることゝなせり、と記し來り叙し去り考一考すれば始めて吾に復り慚汗の背に來るを覺ふ、幸に特別行刑殊に處遇方法に關する高見を拜聽するを得は何の賜か之に如かん

○監獄報告例の部分改正

に就て 進藤 正直

今般司法省訓令第五號を以て監獄報告例中改正の件發表せられたり即ち其要は換刑輕禁錮及拘留囚に限り犯數以下の身上關係調を廢止するに在り、蓋し從來監獄報告例に依り報告す可き事項は重輕罪及違警罪犯者を綜合調製するの樣式にして隨て犯數年齢等の身上調は劃一に調査報告せしめられ

此機會に於て換刑輕禁錮も亦斷然其身上調を廢止せられたる所以ならん

要するに今回の改正は發表の時期に於て多少の遺憾なき能はざるが如し然れども又恐くは地方當局者の大に歡迎せられたるものあるを信す可き理由を有す、蓋し最近一ケ年の新受刑者總數は十八萬二千六百餘人なるが此内拘留は科料換刑とも無量七萬四千六百人の大多數を占め之に主刑罰金換刑五千人(外に附加罰金換刑二萬七千人)を合せんか實に七萬九千九百人即ち全體の四割四分強に當れり、嗚呼此殆と半數に近き新受刑者が今や既に身上の關係調を廢止せられたり我監獄統計に實に此に一新紀元を劃せるものと謂ふ可し、此事實は單り統計事務に従事する者のみならず一般當局者の大に注意す可き處とす、若し夫れ製表上は勿論年報材料の調製上に至ては其手數を節約し得ること蓋し非常に大なるものあらん

○施宿所の設立

河野純孝田原廓然の兩氏首唱者となり新に東京下

第十八卷 第十號

雜 錄

たるも、違警罪犯者は其出入頻繁にして小票の調製は煩に堪へざるのみならず其實相を檢舉すること亦至難の實況に付、曩に典獄會同の際にも『統計上拘留囚云々の件』諮問せられたる次第なるが答申の結果は果然賛成者大多數なりしのみならず其後拘留囚に限り特に簡單なる拘留囚名籍施行の旨趣にも適應するの必要あり旁々其時機に就ては猶多少の異論ありたるにも拘らず遂に今回の改正を實現するに至りたるものと信せらる

但し該訓令に所謂拘留は科料換刑は勿論、刑法に據り禁錮滅盡の結果拘留に處せられたるものをも包含する義なり

若し夫れ換刑輕禁錮(主刑罰金及附加罰金の)一年以上の長期囚も亦實際に鮮からずして刑期上よりすれば拘留囚とは固より同日の論に非すと雖も、繙て其本體如何と見るに金刑即ち當然監獄に入る可き資格のなきものなり之を別個に觀察するは可彼此性質の異なる自由刑と混同するが如きは統計上最も嫌忌する處にして凡そ事物の真相を發揮する上に於て蓋し甚た不便なき能はざるなり、是れ

谷區根岸町六十四番地に施宿所を設けて況く無宿の窮民を收容し霜雪に凍ゆる彼等に一夜の安眠を與へ失職の爲めに泣ける彼等に産業を紹介し以て彼等の困厄を救ひ犯罪を未然に防止せんため今回其趣意を發表せり今茲に施宿所規則の要領を掲げて志士仁人一掬の涙を要求するもの豈當に首唱者のみならんや

施宿所規則要領

- 一、本所は貧困にして雨露を凌ぐの道絶へたる者を宿泊せしむる所とす
- 一、宿泊人及び一般の窮民にして自ら産業を得る能はざる者に職業の紹介をなす
- 一、宿泊人には宗教道德の講話を聞かしめ精神の修養を努むるものとす
- 一、無宿人は關係の官署若くは本所より指定せる團體及び個人の紹介に依り之れを收容す
- 一、本所の維持費は維持員の出資及一般慈善家の寄附金を以て之れに充つ

- 一、維持員は左の二類に分つ
 - 一 維持員 維持金月額五錢以上を出すこと
 - 二 特別維持員 維持金月額壹圓以上を出すこと
- 一、維持員特別維持員の義務期間は二ケ年を以て一期とし期の満つに及び辞退の申込なき人は次期に其の義務を繼續するもの

とす
但其鑒定の義務期間維持の資格を變更することを得

○家庭學校の名譽

留岡幸助氏の主管せる同校は多年不良少年矯治上に盡瘁するところ多きは吾人の喋々を要せざる所にして殊に近來は「人道」なる冊子を刊行し益其事業を擴張せるのみならず大に社會事業に益する所あり、今回 聖上皇后兩陛下より其成績を嘉納せられ思召を以て金千圓下賜せられたりと 皇恩優渥、氏たる者碎身奮勵せずんばあらず

○山口縣の出獄人保護事業

同縣下には出獄人保護事業の見るべきものなきも下關分監の丘教誨師主管に係る下關保護院は山口監獄及下關分監の放免者にして住居又は引取人なき者を收容保護するを以て同監獄職員一同該院の益健全なる發達と事業の成効とを期せんが爲め毎月若干の金員を寄贈し且つ被保護者の職業も監獄と聯絡を保たしむる等直接間接に該院事業經營上つゝありて好成绩を得つゝあり其業種の名稱を擧ぐれば軍人被服寢具の裁縫、洗濯銃器の修覆、輸出向竹行李製造、麥稈眞田帽子製造、マツチ製造、彈藥箱製造、豫備病院酒保等にして單に相當の勞働を紹介するものも少からず大阪の如きは就業者四百八十人勞働紹介百二十人にして將來は八百人を收容する計畫なりと云

○非現行犯の發見難

老刑事巡查曰く現行犯は犯罪中又は犯罪後幾時間を経ざる機會に於て發見するものなれば捜査上便宜少からざるも非現行犯に至ては犯跡湮滅若くは逃亡ありて捜査捕獲極めて困難なり非現行犯の發見は重大複雑なるものに至つては時日を要し且闇夜に物を探ぐるに等しきも最も多き普通の犯罪は左の場合に發見せらるゝこと多しとす

- 一、質物を検査し贓物を發見したるとき
- 一、浪費又は身分不相應の金品を所持せるとき
- 一、旅宿の實地検査に依り舉動に怪しきものあるとき

に干與し諸種の點に就き改良を圖り着實有効なる方法を採用せる結果其成績頗る見るべきものあり然れども未廣く社會の同情を惹くに足らず金品の寄贈等稀有に屬するを以て院主は私費を投じて其不足を補ひ維持する狀況なり、而して一面各警察官は一般出獄人に對しては可成保護を加ふるの方針を採り干渉を避け寧ろ斡旋助力するの結果出獄人にして職業を失ひ悲境に沈淪するものなしといふ

○軍人家遺族の救護事業

其筋の調査に據れば軍人家族及遺族等老幼疾病の爲め自活し能はざる者に對し金品を給與するもの即ち直接救助の方法は各地略は相同じきも生業扶助の方法に至つては都市村邑自ら其趣を異にするものあり其事業の種別を擧ぐれば勞働を紹介するもの、收容授産するもの、自宅に於て産業を授くるもの、小買保護、農業を補助するものとの五種あり其他幼兒を保育して就業の便を與へ疾病を治療するもの等之れに依て獨立自營の氣風を勸奨し

- 一、浮浪罪に依り留置中
- 一、僕婢雇傭の届出に依り身分氏名詐稱の犯罪を知る
- 一、無錢遊興の告訴に依り取調中他の犯罪を發見す

以上の場合に於て犯罪あるを認むるも其犯人逃亡せるときは何れの方面に逃亡せるか其贓物の存否如何を知るは尙困難なり假令之れを知り得るも教唆者、共謀者を知るの困難あり殊に紳士連の奥深く隱遁し人里離れし地に會合し罪惡を巧にするに至つては其關聯するところ何處まで深く密にして抵止するところを知るへからざるものあり此の間の探偵檢舉の苦心一方ならず又興味も其間にあり云々

○臺灣の磨水鏡法

磨水鏡法と云ふは臺灣島人の迷信により從來往々行はるゝ方法にして其法は一面の鏡を仰向けとなし其上に一枚の白紙を敷き更に一面の鏡を俯伏とし其上に盛りたる茶碗の水を嫌疑者咒語を唱へた

る後一口つゝ、覗みて順次其鏡に吹きかぐれば犯罪者の肖像及姓名明かに映みし白紙に現はるゝと云ふことなり先き頃竊盜犯ありしとき斯くの如くにして五名の嫌疑者（内二名は眞の嫌疑者にあらず殊更に嫌疑者と装ひたるもの）一々式の如く水を吹きかけしとき一刑事は可し、犯罪者は判然たり急ぎ鏡を取り除けよと命じたるに二名の假裝嫌疑者は聲に應じて既に其鏡に手を觸れんとしたるに眞の犯人は其手を抑へて曰く「自らは犯人にあらずるも他の者が今其鏡を開くを好まざれば見合せられたし就ては其謝金として二十圓を贈らん」と云ひ出せしかば刑事は其者を引致し其實を吐かめたりと云ふ、問ふに落ちす語るに落ちるもの斯く易く行けば前項刑事の苦心もいらぬことなるべし

○幼兒教育法の一節

華族女學校附屬幼稚園主事野口幽香女史曰く、日本の家庭は小兒に對して虚言を吐くを何とも思はぬ惡習あるに依り小兒は漸次に父母に對し兄弟姉

運命なりと斷言するを憚かる能はず固より兒童の際に不幸なる境遇にありて、長大に迫んで幸福なる境遇に轉ずるものあり或は其の關係を顛倒するものあり、されど兒童の時に印象したる痕跡は決して磨滅せざるべし磨滅する能はざるべし。されば兒童をして幸福の境遇にあらしめよ初度の幸福は記憶となりて再現し更らに其色彩と香味を添へ來るものなり、蓋し眞成の幸福は横溢せんとする愛情を壓搾して、之を適法なる紀律の裡に活動せしむるより成るものなり云々

○看守の養老保險

（藤澤典獄の談）

看守若くは巡查の如き劇務に従事する者は身體の障害少からず爲めに交迭頻々適材を得ること頗る難し偶々退隱料給助の制あるも年々四五十圓にして月額僅かに三四圓の間に過ぎず、以て糊口の資とするに足らず故に之れが補助案としては保險を付し監獄官の奉職十年以上にして退職する者には一時最少額金二百圓の保險金を交付せん然らば則

妹に對し虚言を駢べ互に相信せざるに至る然らば如何にし、誠實に疑くべきか、小兒の虚言を吐くに二個の動機あり、一は叱責を恐怖するに出づるものと一は失敗を他に嫁するに出づるものなり故に之れに對する矯正方法も其心せざるべからず、次に必要の習慣は從順と云ふことなるが世には小兒に灸を据へるとか押入に入れるとか又は嚴しく叱に任かす家庭に比すれば大に勝れり云々、徳富蘇峯氏曰く兒童の教育に於て第一の弊害は學校と家庭の衝突なり、學校に於ては化ケ物の存否を否定し家庭に於ては化ケ物の存否を肯定すお化けの有無は必ずしも教育上の大事にあらず、されど一事が萬事なり學校に於て學習したる所を家庭にて打消し、家庭にて慣化されたる所を學校に於て拭ひ去る、極めて小さき兒童の頭腦は宛かも學校と家庭との戰場の如き觀なくんばあらず斯る衝突の結果は兒童をして眞理を敬重せざる一種の懷疑的冷笑的即ち浮世を三分五厘に見くびる輕薄兒たらしめずんばあらずと又曰く兒童の運命は乃ち大人の

ち老後小賈となつて衣食するを得んか而して各自の保險掛金は俸給百分の一位を積立てしめん十年未滿にして退職する者は其掛金を無効とするか或は相當斟酌する所あらば可ならんか或人監獄協會若くは警察協會等の團體に於て此事業を經營するの得策なるを説くも予は寧ろ普通の生命保險會社に委するの勝れるを信ず、殊に監獄官警察官のみの保險會社の創立するに至らば一層便利ならん

○惡疫豫防に就て

講和條約も成立し凱旋軍隊の輸送も不日開始せらるゝにつき惡疫豫防の注意を怠るへからざるは勿論のことにして各檢疫所に於て充分の檢疫を勵行せらるゝことなるも日清戰役後各地に虎列拉病の流行せし實例もあれば此際殊に深き注意をなし惡疫蔓延するか如きことなきを要す監獄は多衆を收容する所にして一たび其病毒侵入することあれば由々敷大事に至るべきを以て豫防驅除の方法を講せざるへからず殊に直接軍隊貨物の上陸出入の箇所においては一層其點に注意し苟も病毒感染の疑

ある者又は悪疫流行地より来る者流行地を經過し來る者に對しては隔離消毒の方法を嚴にせざるべからざるのみならず健康診断を數々するを要す今左に内務省衛生局より各地方廳に通牒せし事項の概要を示して參考に供す

- 一、秋季種痘を勵行すること
- 二、秋季大清潔法を施行すること
- 三、軍隊所在地に於ては消毒的清潔法を施行すること
- 四、歸還軍隊輸送沿道の停車場及其附近に對し特に消毒的清潔法を勵行すること
- 五、軍隊所在地に於ける旅舎、料理店、飲食店に對し飲食物其他の取締法を勵行すること
- 六、軍隊所在地に於ては花柳病豫防の爲め藝妓旅舎、料理店、飲食店、待合等の雇女に對し健康診断を施行すること
- 七、船舶に對し消毒的清潔法を施行すること

○桶に代用する漬物容器に就て

四人に給與する漬物は所要の都度商人より購入す

斗石灰六升砂五升荒砂利一斗を練合せたるコンクリートを以て厚三寸に築固むるものにして周圍八寸底厚六寸各煉化を以て築き石灰一斗砂一斗セメント二升割合にて練合はせ目塗をなし内部は厚二分の惣セメント塗とするものにて總ての價格は二百二十五圓なりといふ

○時局變遷と監獄作業

日露交戦の事あるや各監獄に於ては軍衙より委託せらるゝ被服外套軍靴若しくは彈藥盒等の裁縫修理製作頗る多く従て工錢收入も寡らざりしが講和條約成立兵戈を戢めたるが爲め全く時局一變し軍用品の新に調製するものなきに至りたるを以て各監獄作業は一部廢止せらるゝものあるべく假令廢止せざるも就役人員を減少するの影響あるべきを以て監獄當局者は相當の業種を撰擇するに努むべく附近官衙に交渉して所要物品の製作に應ずるも一策なるべく業種を撰擇するに於ても成るべく工錢等に著しく變化なきもの勞働の程度同じきものにして生産的のものなるを要す殊に時局の推移と共に

るは頗る不利益にして成るべく監獄に於て耕作し漬物とするは最も經濟なるも若し耕作し得ずとせば生大根類を購入し監獄にて漬物に醸造するを可なりとす而して多くの監獄に於て用ゆる漬物桶にては久しきを経るに従ひ腐敗又は酸味を帶ふことあるを以て地中に穴を穿ち其周圍及下底を煉瓦を以て築き水分の漏洩なからしめ之れに醸造すること、せば炎熱に遇ふも腐敗若しくは酸味を帶ぶることなく永久に保存し得るの便利あり之れが仕揚げ費用は其大小厚薄に依り同一ならざるも現に宮城監獄に於ける同容器は内法五尺四方深五尺八寸周圍煉化積底の地形は地盤掘下げ搗き堅めコンクリート厚五寸に敷固め其上底敷煉化二枚敷にして周圍の煉化厚一尺一寸に積立て内部及地上はセメントモルタルを以て五分厚に塗固めたる者にして一個三十圓三十五圓を要す二個以上連續したるものとせば連續毎に煉化は八百枚を減しセメント、砂、石灰四圓を節し得るといふ今回徳島監獄に於て設計せるもの八個は深六尺五寸に堀上げ内四尺五寸までに山砂利を以て五度に築き尙セメント一

に地方物品の販路供給需要如何に注目するを要するは勿論なり

時事小言

小言子

- 旗艦三笠旅順の閉塞日本海の激戦に奮進し成功を奏して敵の心膽を寒からしむ武勇絶倫名聲赫々東郷提督を稱するもの其旗艦を聯想せざるものなし而して今や不幸災厄に遭ふ四民哀悼其忠魂を吊す殊に惜む幾多殉難忠烈の士
- 陸海の將士克く外敵に撻ち平和克復の根底を定めぬ世は泰平の秋罪惡軍内に在り將に猖獗を極めんとす、幾萬の貔貅勝て兜の緒を締め、志士仁人胸臆を披ひて罪惡軍の鋒芒を挫かんとす、歴史は過去十年を繰返す諸士勉めよや
- 軍人家族の救護は嘉すへし勝軍一半の功勞は當に之れに歸す而かも救護は力行を奨むるにあり社會主義の弊流れて依頼主義少勞主義となるは策の得たるものにあらず將士凱旋の機に於て天下に叫號し勞働俱樂部を設けては如何

●最も長命なるは僧侶次は八百屋其次は辯護士吳服屋炭坑夫時計職人美術家靴匠麵麴屋藥屋果物商裁縫師屠獸者藥師馭者會社員諸種の職工酒舖の店員と英國統計家云ふ、官吏は最短命か官海動搖時々死活問題あり其うへ命まで短しとは……
 ●布哇の土人産期六日に亘り七兒を産むとは三千世界珍無類今より百歳を経ば曾孫玄孫幾百人、士農工商一家に團欒して古今を論し七人の老嫗左團扇で笑くば滿面小國的活人畫を見るか如けん但産兒成死せしとは物足らぬ心地
 ●女の鼻の長きは性質卑劣惡口を好む、短きは物事を忘れ、大なるは薄志弱行多淫、低きは利己心多し、小なるは正直、段あるは高慢、膨れたるは頓智あり滑稽にして趣味に富む、向上せるは不柔順と理想の妻には孰れを擇ぶや

質疑應答

一、問 監獄付屬の耕地より收穫せる果實を種子として使用する場合は一日製品として受人をな

○謹告

巖に小藤少佐遺族吊慰并に西大尉渡邊少尉慰問方御相談申上候處幸に多數の御賛成を得候段本懐に存候就ては御寄贈の金員は當初の成案通小藤少佐遺族に吊慰文、西、渡邊兩氏に對しては慰問狀を添へ贈呈致候御寄贈の金額氏名等逐次御報可仕候得共不取敢右金員收支結末報告仕候

明治三十八年十月

發起人

收 入 高
 金壹百圓九拾八錢
 支 出 高
 金壹百圓九拾八錢
 內 譯
 金五拾八圓
 金拾九圓
 金拾九圓
 金貳圓拾四錢五厘
 金壹圓九拾六錢
 金六拾錢五厘
 金貳拾七錢
 以上

し素品へ組替へ致し差支なきや
 答 御見込の通りにて可然
 一、問 分監又は出張所の建物を毀ち其材料を本監に運搬する場合に於ける運搬費用は何費目より支出すべきや
 答 其材料を以て施行すべき工事の種類に依り修繕費又は新營費所屬とす、若し其材料の用途未定の場合に於ては應費の項通信運搬費より支出すべきものと信す

叙任辭令

名古屋監獄詰テ命ス 任看守長 給十級俸 (奈良)看守長 中 文一 耶
 松江監獄詰テ命ス 任看守長 佐々木 忠之助 (松江)看守 大橋 彦太
 十時監獄詰テ命ス 任看守長 給七級俸 山本 彌四郎
 浦和監獄詰テ命ス 任看守長 給十級俸 栗原 定吉
 神岡監獄詰テ命ス 任看守長 給十級俸 (和歌山)看守長 長 束 鶴吉
 奈良監獄詰テ命ス 任看守長 給九級俸 (大坂)看守 高 梨 勇司
 大坂監獄詰テ命ス 給七級俸 依願免本官 (三池)看守長 古賀 榮次郎

小藤少佐遺族へ贈呈
 西 氏へ贈呈
 渡邊氏へ贈呈
 發意者方發起人其他
 へ勸誘文發送通信費
 郵便爲替書留料其他
 通信費
 奉 書 紙 代
 雜 費

明治三十八年十月二十日
 發行所 東京市麴町區板田町五丁目三十番地
 發行人兼編輯人 磯村政富
 監 三 原 松
 印刷所 磯村兌真 協 印刷所

會費送付方

振込 局名	宛名	肩書 番地
神田一ツ橋通郵便局	監獄協會委員 藤澤正啓	東京市麴町區飯田町 五丁目三十番地